



東北大学

2 0 2 6 年 度

(令和 8 年度)

学 生 便 覧

東北大学公共政策大学院
(法学研究科公共法政策専攻)

2026年度授業日程

(公共政策大学院)

授 業 等 の 区 分	授 業 等 の 日 程
オ リ エ ン テ ー シ ョ ン	4月1日(水)
前 期 授 業	4月8日(水)～7月27日(月) ※4月29日(水・祝)は授業を行う。
前期月曜開講授業日	5月7日(木)(月曜日の授業を行う)
前期火曜開講授業日	5月8日(金)(火曜日の授業を行う)
前期試験期間	7月29日(水)～8月5日(水)
夏 季 授 業	8月6日(木)～8月10日(月) 8月19日(水)～9月30日(水)
夏 季 休 業	8月11日(火)～8月18日(火)
後 期 授 業 I	10月1日(木)～12月25日(金) ※10月12日(月・祝)は授業を行う。
後期月曜開講授業日	11月26日(木)(月曜日の授業を行う)
後期火曜開講授業日	11月7日(土)(火曜日の授業を行う)
冬 季 休 業	12月26日(土)～1月1日(金)
後 期 授 業 II	1月4日(月)～1月21日(木) ※1月11日(月・祝)は授業を行う。
後 期 試 験 期 間	1月22日(金)～1月28日(木)

※2026年4月3日(金)：東北大学入学式

2027年3月25日(木)：東北大学学位記授与式

授 業 時 間

第1講時	8:50～10:20
第2講時	10:30～12:00
第3講時	13:00～14:30
第4講時	14:40～16:10
第5講時	16:20～17:50
第6講時	18:00～19:30

2026年度カレンダー

(2026. 4 ~ 2027. 3)

4 月	日	月	火	水	木	金	土	10 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	1	2	3	4		...	...	...	...	1	2	3
	5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30	...	...		25	26	27	28	29	30	31
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
5 月	日	月	火	水	木	金	土	11 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	1	2		1	2	3	4	5	6	7
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14
	10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28
	24	25	26	27	28	29	30		29	30	...	...	...	...	...
	31	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
6 月	日	月	火	水	木	金	土	12 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	1	2		...	...	...	...	...	...	...
	7	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	28	29	30	...	...	...	...		27	28	29	30	31	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
7 月	日	月	火	水	木	金	土	2027 年 1 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	1	2	3	4		...	...	...	...	...	1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	...		24	25	26	27	28	29	30
	...	...	...	...	...	...	...		31	...	...	...	...	...	...
8 月	日	月	火	水	木	金	土	2 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	...	1		...	...	...	...	...	...	...
	2	3	4	5	6	7	8		...	1	2	3	4	5	6
	9	10	11	12	13	14	15		7	8	9	10	11	12	13
	16	17	18	19	20	21	22		14	15	16	17	18	19	20
	23	24	25	26	27	28	29		21	22	23	24	25	26	27
	30	31	...	...	...	...	...		28	...	...	...	...	...	...
9 月	日	月	火	水	木	金	土	3 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	6	7	8	9	10	11	12		...	1	2	3	4	5	6
	13	14	15	16	17	18	19		7	8	9	10	11	12	13
	20	21	22	23	24	25	26		14	15	16	17	18	19	20
	27	28	29	30	...	...	...		21	22	23	24	25	26	27
	...	...	...	...	...	...	...		28	29	30	31	...	...	...

2027年度カレンダー

(2027. 4 ~ 2028. 3)

4月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	1	2	3		…	…	…	…	…	1	2
	4	5	6	7	8	9	10		3	4	5	6	7	8	9
	11	12	13	14	15	16	17		10	11	12	13	14	15	16
	18	19	20	21	22	23	24		17	18	19	20	21	22	23
	25	26	27	28	29	30	…		24	25	26	27	28	29	30
…	…	…	…	…	…	…	…	31	…	…	…	…	…	…	
5月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	…	1		…	1	2	3	4	5	6
	2	3	4	5	6	7	8		7	8	9	10	11	12	13
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27
	23	24	25	26	27	28	29		28	29	30	…	…	…	…
30	31	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
6月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5		…	…	…	1	2	3	4
	6	7	8	9	10	11	12		5	6	7	8	9	10	11
	13	14	15	16	17	18	19		12	13	14	15	16	17	18
	20	21	22	23	24	25	26		19	20	21	22	23	24	25
	27	28	29	30	…	…	…		26	27	28	29	30	31	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
7月	日	月	火	水	木	金	土	2028年 1月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	1	2	3		…	…	…	…	…	…	1
	4	5	6	7	8	9	10		2	3	4	5	6	7	8
	11	12	13	14	15	16	17		9	10	11	12	13	14	15
	18	19	20	21	22	23	24		16	17	18	19	20	21	22
	25	26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
…	…	…	…	…	…	…	…	30	31	…	…	…	…	…	
8月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		…	…	1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	…	…	…	…		27	28	29	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
9月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4		…	…	…	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11		5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18		12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25		19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	…	…		26	27	28	29	30	31	…
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	

目 次

(2026年度入学者用)

東北大学大学院通則	1
東北大学大学院通則細則	28
東北大学大学院法学研究科規程	31
東北大学公共政策大学院規程	38
東北大学公共政策大学院履修内規	43
東北大学公共政策大学院ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー	47
東北大学法学研究科公共政策大学院履修案内	48
学位規則	54
東北大学学位規程	59
東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程	65
東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程	69
海外留学について	79
学生心得	83
エクステンション教育研究棟内の施設等の利用について	87
法政実務図書室（片平）利用案内	93
法学研究科・法学部図書室（川内）の利用について	98
東北大学法学会会則	101
東北大学法学会会費規定	102
東北大学法学部同窓会会則	103
東北大学法学部・法学研究科教員名簿	106
片平キャンパス配置図	108
エクステンション教育研究棟平面図（1 ～ 2 階）	109
エクステンション教育研究棟平面図（3 ～ 5 階）	110
文・教育・法・経済学部配置図	111
法学部棟	112
文学部・法学部合同研究棟	113
文学部・教育学部研究棟	114

- 東北大学大学院通則
- 東北大学大学院通則細則
- 東北大学大学院法学研究科規程
- 東北大学公共政策大学院規程
- 東北大学公共政策大学院履修内規

東 北 大 学 大 学 院 通 則

制 定 昭和28年11月16日

最終改正 令 和 6 年 1 月

目 次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転入学及び転専攻
（第10条—第21条）
- 第3章 休学（第22条—第24条）
- 第4章 転学，退学及び除籍（第25条—第27条）
- 第5章 教育方法等（第28条—第30条）
- 第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条—第31条の5）
- 第6章 課程修了及び学位授与（第32条—第37条）
- 第7章 懲戒（第38条）
- 第8章 授業料（第39条—第44条の2）
- 第9章 科目等履修生（第44条の3—第44条の10）
- 第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11—第44条の17）
- 第10章 外国学生（第45条—第46条の2）
- 第11章 インターネット・スクール（第47条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

第2条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文 学 研 究 科 日本学専攻，広域文化学専攻，総合人間学専攻

教育学研究科	総合教育科学専攻
法学研究科	総合法制専攻，公共法政策専攻，法政理論研究専攻
経済学研究科	経済経営学専攻，会計専門職専攻
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，天文学専攻，地球物理学専攻， 化学専攻，地学専攻
医学系研究科	医科学専攻，障害科学専攻，保健学専攻，公衆衛生学専攻
歯学研究科	歯科学専攻
薬学研究科	分子薬科学専攻，生命薬科学専攻，医療薬学専攻
工学研究科	機械機能創成専攻，ファインメカニクス専攻，ロボティクス専攻， 航空宇宙工学専攻，量子エネルギー工学専攻，電気エネルギーシステム専攻，通信工学専攻，電子工学専攻，応用物理学専攻， 応用化学専攻，化学工学専攻，バイオ工学専攻，金属フロンティア工学専攻，知能デバイス材料科学専攻，材料システム工学専攻， 土木工学専攻，都市・建築学専攻，技術社会システム専攻
農学研究科	生物生産科学専攻，農芸化学専攻
国際文化研究科	国際文化研究専攻
情報科学研究科	情報基礎科学専攻，システム情報科学専攻， 人間社会情報科学専攻，応用情報科学専攻
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻，生態発生適応科学専攻， 分子化学生物学専攻
環境科学研究科	先進社会環境学専攻，先端環境創成学専攻
医工学研究科	医工学専攻

2 研究科の定員は，別表第1のとおりとする。

第2条の2 前条に定めるもののほか，本大学院の次条に定める博士課程に，履修上の区分として，学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は，別に定める。

第3条 本大学院に，別表第1のとおり修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

第3条の2 医学系研究科，歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は，前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし，前期課程は，修士課程として取り扱う。

- 2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。
- 3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。
- 4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

- 3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

- 2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は

学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。

ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年(4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)にあつては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることができる。

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、

その在学期間の短縮を許可することがある。

- 3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）を超えて在学することができない。

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。
- 3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。
- 4 臨時休業日は、その都度定める。

第9条 削除

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。
- 3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

- 一 大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において，学校教育における18年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- 四 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 大学の医学，歯学，薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者，外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で，本大学院において，所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 八 法第102条第2項の規定により他の大学院（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であって，本大学院において，その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が，再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願ひ出たときは，研究科規程の定めるところにより，選考の上，再入学を

許可することがある。

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することがある。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することがある。

- 一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの
三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。

3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。

5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であって法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したもの（以

下单に「連携法曹基礎課程修了者」という。)について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数(第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)と合わせて46単位までとする。

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)において、審査の上、その一部又は全部を認める。

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条の2 次の各号の一に該当する者(外国人留学生を除く。)に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

一 入学、再入学(第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。)、編入学又は転入学(以下この条及び次条において「入学等」という。)を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの

二 後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に入学等を許可された者で、学業が優秀であると認められ、かつ、総長が別に定める事由に該当するもの

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

第19条の3 入学等を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難で

あると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

- 2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の徴収を猶予することがある。

第19条の4 前二条に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

- 2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。
- 3 休学期間は、修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第23条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第26条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3分の2の額、半額若しくは3分の1の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育方法等

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行わ

れる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

- 2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、おおむね次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第28条の7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第28条の8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第28条の10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）

により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等

第31条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院に

において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位までとし、第16条の2第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。

第31条の5 専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて46単位までとする。ただし、93単位を超える単位を修了の要件とする場合には、その超える分の単位数に限り、46単位を超えて修得したものとみなすことができる。

第6章 課程修了及び学位授与

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成する

ために必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

第32条の2 修士課程等においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第33条 修士論文等は、第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

- 2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

第33条の2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者1年以上
- 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者当該課程における在学期間を含めて3年以上
- 三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了

した者 当該標準修業年限を含めて3年以上

- 2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

第33条の3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

第33条の4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

- 2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。
- 3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあつては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規

定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位については、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	修士（文学）
教 育 学 研 究 科	修士（教育学又は教育情報学）
法 学 研 究 科	修士（法学）
経 済 学 研 究 科	修士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科	修士（理学）
医 学 系 研 究 科	修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）
歯 学 研 究 科	修士（口腔科学）
薬 学 研 究 科	修士（薬科学）
工 学 研 究 科	修士（工学）
農 学 研 究 科	修士（農学）

国際文化研究科	修士(国際文化)
情報科学研究科	修士(情報科学)
生命科学研究科	修士(生命科学)
環境科学研究科	修士(環境科学又は災害科学)
医工学研究科	修士(医工学)

3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	博士(文学)
教育学研究科	博士(教育学又は教育情報学)
法学研究科	博士(法学)
経済学研究科	博士(経済学又は経営学)
理学研究科	博士(理学)
医学系研究科	博士(医学、障害科学、看護学又は保健学)
歯学研究科	博士(歯学)
薬学研究科	博士(薬科学又は薬学)
工学研究科	博士(工学)
農学研究科	博士(農学)
国際文化研究科	博士(国際文化)
情報科学研究科	博士(情報科学)
生命科学研究科	博士(生命科学)
環境科学研究科	博士(環境科学又は災害科学)
医工学研究科	博士(医工学)

4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。

5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科	公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)
経済学研究科	会計修士(専門職)

第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程(昭和30年1月1日制定)の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第38条 本学の規則，命令に違反し，又は学生の本分に反する行為のあった者は，所定の
手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は，戒告，停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第39条 授業料の額は，別表第2のとおりとする。

2 長期履修学生に係る授業料の年額は，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の2，第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあっては，標準修業年限から第32条の2，第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

3 授業料は，第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし，それぞれの期における額は，授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

4 前項の授業料は，授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き，第1学期にあっては5月，第2学期にあっては11月に納付しなければならない。ただし，第2学期に係る授業料については，第1学期に係る授業料を納付するときに，併せて納付することができる。

第40条 第1学期又は第2学期の中途において，復学し，又は再入学した者は，授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に，復学し，又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を，復学し，又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は，月割計算額に，修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を，第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に修了する見込みの者にあっては，4月）に，第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあっては，10月）に納付しなければならない。

第41条の2 長期履修学生で，第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは，当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条 退学し，転学し，除籍され，又は退学を命ぜられた者は，別に定める場合を除くほか，その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条 次の各号の一に該当する者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部又は一部を免除することがある。

一 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者（外国人留学生を除く。）

二 学業が優秀であると認められ、かつ、総長が別に定める事由に該当する者

第43条の2 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の徴収を猶予し、又はその月割分納をさせることがある。

第43条の3 前二条に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期の初めまでに休学し、又は第1学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、連携法第6条第1項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れ

る場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第44条の11第2項の連携法曹基礎課程の学生

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第10章 外国学生

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第46条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。）は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第11章 インターネット・スクール

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

附 則 (省略)

附 則 (令和7年9月29日規第98号改正)

この通則は、令和7年9月29日から施行し、改正後の第43条第2項及び第3項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月24日規第61号改正)

1 この通則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第19条の2から第19条の4までの規定は、修士課程等及び専門職学位課程については令和9年度に入学等を許可された者から、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程については令和8年度に入学等を許可された者から適用する。

3 この通則の施行の日から令和9年3月31日までの間における修士課程等及び専門職学位課程の学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納については、改正後の第43条から第43条の3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条，第3条関係）

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課 程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科	日本学専攻	人 58	人 42	人 29	人 14	博士課程
	広域文化学専攻	58	36	29	12	博士課程
	総合人間学専攻	62	36	31	12	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	90	45	45	15	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	150		50		専 門 職 学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専 門 職 学位課程
	法政理論研究専攻	20	36	10	12	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	120	42	60	14	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専 門 職 学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	60	—	30	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	40	27	20	9	博士課程
	保健学専攻	64	36	32	12	博士課程
	公衆衛生学専攻	20	—	10	—	修士課程
歯学研究科	歯科学専攻	16	—	8	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	分子薬科学専攻	44	24	22	8	博士課程
	生命薬科学専攻	64	— 30	32	— 10	博士課程
	医療薬学専攻	16		4		博士課程

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課 程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
工学研究科	機械機能創成専攻	84	30	42	10	博士課程
	ファインメカニクス専攻	90	33	45	11	博士課程
	ロボティクス専攻	84	33	42	11	博士課程
	航空宇宙工学専攻	108	36	54	12	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気エネルギーシステム専攻	64	24	32	8	博士課程
	通信工学専攻	86	27	43	9	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	98	39	49	13	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
農学研究科	生物生産科学専攻	162	69	81	23	博士課程
	農芸化学専攻	88	42	44	14	博士課程
国際文化研究科	国際文化研究専攻	70	48	35	16	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	80	33	40	11	博士課程
	システム情報科学専攻	106	42	53	14	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	94	30	47	10	博士課程
生命科学研究科	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程
環境科学研究科	先進社会環境学専攻	80	39	40	13	博士課程
	先端環境創成学専攻	120	60	60	20	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	78	36	39	12	博士課程

別表第2（第18条，第19条，第39条，第44条の6，第44条の7，第44条の8，第44条の16
関係）

区 分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門職 専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第20条第2項に定める選抜に係る検定料の額は，第1段階目の選抜にあつては7,000円，第2段階目の選抜にあつては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は，年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は，月額である。

東北大学大学院通則細則

制 定 昭和29年4月27日

最終改正 平成30年3月

第1条 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可は，研究科長の申請により総長が行う。この場合には，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第1条の2 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学の許可の取消しは，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第2条 休学及び復学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条 転学及び退学の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条の2 除籍は，総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条の3 次の各号に掲げる協議は，研究科長が行う。

この場合には，教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）

又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて，文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第3条の4 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第4条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長の証明により総長が行う。

第5条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則 (省略)

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則（昭和29年4月27日制定）の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院法学研究科規程

制 定 昭和30年1月1日

最終改正 令和5年1月

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条の3）
- 第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学（第3条－第5条）
- 第3章 教育方法等（第6条－第15条）
- 第4章 他の大学院等における修学及び留学等（第16条－第19条）
- 第5章 課程修了（第20条－第25条）
- 第6章 科目等履修生（第26条－第30条）
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第31条－第33条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）における入学，教育方法，課程修了等については，東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるところのほか，この規程による。ただし，法学研究科長（以下「本研究科長」という。）は，この規程にかかわらず，必要に応じ総合運営調整教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，特例を定めることができる。

第1条の2 本研究科は，法学及び政治学に関する専門知識を基礎として，広い視野から物事を考え，社会における正義及び公平性の実現を目指し，もって社会の発展に寄与することのできる創造性及び豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。

第2条 本研究科に置く専攻及びその課程は，次のとおりとする。

専 攻	課 程
総合法制専攻	法科大学院の課程
公共法政策専攻	専門職学位課程
法政理論研究専攻	博士課程

2 総合法制専攻は，その課程に関し，法科大学院とする。

3 公共法政策専攻及び法政理論研究専攻は，第1項の表の右欄に掲げる課程の区分に応

じ、それぞれ公共政策大学院及び研究大学院とする。

- 4 法政理論研究専攻に、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）における履修上の区分として、次のコースを置く。

後継者養成コース

国際共同博士課程コース

法政理論研究コース

第2条の2 研究大学院は、法学及び政治学に関する高度な専門的知識を備え、卓越した思考力及び分析力に基づいて、多角的な視点から創造的かつ高度な教育研究を行うことのできる人材を養成することを目的とする。

- 2 法科大学院及び公共政策大学院の目的は、それぞれ東北大学法科大学院規程（平成16年規第153号。以下「法科大学院規程」という。）及び東北大学公共政策大学院規程（平成16年規第154号。以下「公共政策大学院規程」という。）の定めるところによる。

第2条の3 法科大学院及び公共政策大学院の入学、教育方法、課程修了等については、それぞれ法科大学院規程及び公共政策大学院規程の定めるところによる。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学

第3条 通則第11条、第13条、第14条、第15条及び第16条第1項の規定による入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学を志願した者に対する選考方法は、研究大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、教授会の審議に付し、本研究科長が別に定める。

第4条 通則第13条の規定により再入学した者並びに通則第16条第1項の規定により転科及び転入学した者の既に修得した授業科目、単位及び在学期間の認否は、運営委員会の議を経て、研究大学院長がその都度定める。

第5条 通則第11条の規定により入学を許可された者が、入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）については、運営委員会の議を経て、研究大学院長の定めるところにより、研究大学院において修得したものとみなすことがある。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）

二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの又は通

則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

- 2 前項の規定により研究大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

第3章 教育方法等

第6条 研究大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第7条 研究大学院の授業科目及び単位数は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が別に定める。

第8条 学生には、指導教員を置く。

- 2 学生は、指導教員の指導の下で、授業科目を履修する。

第8条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、運営委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

- 2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該学期間について短縮することを願い出たときは、運営委員会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

- 3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第9条 学生は、本研究科長の許可を得て、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）にあっては公共政策大学院、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を、後期課程にあっては前期課程、公共政策大学院、他の研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科又は学部の定める手続によらなければならない。

第10条 学生は、本研究科長の許可を得て、他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。

- 2 公共政策大学院又は他の研究科の学生が、研究大学院の授業科目の履修を、他の研究科の学生が研究大学院において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

第11条 授業科目の履修の認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験等は、当該授業科目の授業が終了した学期の終わりにおいて、当該学期の授業担

当教員が行う。ただし、当該学期の授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、運営委員会の議を経て、研究大学院長が定めるところにより他の教員が行う。

第12条 その年の3月又は9月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、運営委員会の議を経て、研究大学院長が定める期日に追試験等を行うことがある。

第13条 試験等は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が定める方法により行う。

第14条 試験等を受けようとする者は、所定の期日までに研究大学院長に届け出なければならない。

2 試験等を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限る。

第15条 授業科目の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

A A 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

2 前項による評価A A, A, B, Cは合格とし、Dは不合格とする。

3 第1項の成績は、公表しない。

第4章 他の大学院等における修学及び留学等

第16条 学生は、研究大学院長の許可を得て、運営委員会の議を経て、研究大学院長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 学生は、研究大学院長の許可を得て、運営委員会の議を経て、研究大学院長が別に定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第17条 学生が、外国の大学院等において修学することが教育上有益であると運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第18条 第16条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、同条第3項の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により、研究大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位までとする。

第19条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が別に定める。

第5章 課程修了

第20条 前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 公共政策大学院、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目で運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めたものは、8単位まで前項に規定する単位に算入することができる。
- 3 博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

第21条 課程修了の認定は、運営委員会の議を経て、教授会の審議に付し、本研究科長が

行う。

第22条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、第20条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合において、運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めたときには、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。

2 博士論文は、後期課程に2年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、1年）以上在学し、8単位以上を修得又は修得見込みで、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、第20条第3項ただし書の規定を適用しようとする場合において、運営委員会の議を経て、研究大学院長が認めたときには、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

3 前2項の学位論文は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が学年の初めに定める所定の期日までに研究大学院長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出したときは、その学期においては、審査を行わない。

第23条 最終試験は、前期課程又は博士課程を修了するに必要な単位の全部を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について口頭試問によって行う。

第24条 その年の3月又は9月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、運営委員会の定める期日に、修士論文若しくは博士論文の追審査又は最終試験の追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験には、それぞれ第22条第1項、第2項及び前条の規定を準用する。

3 修士論文又は博士論文の追審査を受けようとする者は、所定の期日までに研究大学院長にこれを提出しなければならない。

第25条 学位論文の審査及び最終試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 前項の成績は、公表しない。

第6章 科目等履修生

第26条 科目等履修生の入学資格及び選考方法は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が、志願者の学歴及び履修能力を勘考してその都度定める。

第27条 科目等履修生を志願する者は、履修科目を記載した所定の願書に必要書類を添え

て、所定の期日までに、研究大学院長に提出しなければならない。

第28条 科目等履修生の在学期間は、2年を超えることができない。

第29条 科目等履修生は、受講した授業科目について試験等を受けて、単位を修得することができる。

第30条 科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について、証明を願い出たときは、本研究科長の単位修得証明書を交付する。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

第31条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、研究大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第32条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、研究大学院において、研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第33条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、研究大学院長が別に定める。

附 則（省略）

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

東北大学公共政策大学院規程

制 定 平成16年4月1日

最新改正 令和5年1月

第1章 総 則

第1条 東北大学公共政策大学院（以下「公共政策大学院」という。）における入学，教育方法，進級，課程修了等については，東北大学大学院通則（昭和28年11月26日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるところのほか，この規程による。

第1条の2 公共政策大学院は，重要な政策課題を発見する能力，政策を立案し，及び評価する能力並びに政策を説明し，及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成することを目的とする。

第2条 公共政策大学院の標準修業年限は，2年とする。

2 前項の規定にかかわらず，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，教育上支障を生じないときは，公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て，公共政策大学院長が定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限を1年とすることがある。

第2章 入 学

第3条 通則第11条の規定による入学を志願した者に対する選考方法は，運営委員会の議を経て，教授会の審議に付し，法学研究科長がこれを定める。

第4条 通則第11条の規定により入学を許可された者が，入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）については，運営委員会の議を経て，公共政策大学院長が定めるところにより，公共政策大学院において修得したものとみなすことがある。

- 一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）
- 二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）
- 三 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの又は通

則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

- 2 前項の規定により、公共政策大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第16条第1項の規定により修得したものとみなす単位数を合わせて9単位までとする。

第3章 教育方法等

第5条 公共政策大学院の教育は、授業科目の授業によって行う。

- 2 授業科目の区分は、必須科目群、基幹科目群、展開科目群及び関連科目群とする。
- 3 公共政策大学院の授業科目及び単位数は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定める。

第6条 第1年次に履修科目として登録することができる単位数の上限は、40単位とする。

第7条 公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を公共政策大学院長に届け出なければならない。

第7条の2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限（第2条第2項の規定による標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が許可することがある。

- 2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が許可することがある。
- 3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定める。

第8条 学生は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定めるところにより、法学研究科長の許可を得て、研究大学院、他の研究科若しくは教育部の前期課程、他の研究科の専門職学位課程又は学部授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、学生は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定めるところにより、法学研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規程（令和4年規第41号）別表第1に定める授業科目（以下この項において「大学院共通科目」という。）を履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に

定める。

- 3 研究大学院、他の研究科又は教育部の学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院の授業科目のうち運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定めるものを履修することができる。

第9条 授業科目の履修の認定は、試験等による。

- 2 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

第10条 試験等は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が定める方法により行う。

第11条 試験等は、第7条の規定による手続を経て授業を受けた者に限り、受けることができる。

第12条 その年の3月に修了する予定の者で、試験等を受けることのできなかったもの又はこれに合格しなかったものに対しては、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が特に必要があると認める場合に限り、願い出により、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が定める期日に追試験等又は再試験等を行うことがある。

- 2 その年の3月に修了する予定でない者で、病気その他のやむを得ない理由により試験等を受けることができなかったものが、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が定める期日までに願い出たときは、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が特に必要があると認める場合に限り、追試験等を行うことがある。

第13条 授業科目の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

A A 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

- 2 前項による評価A A, A, B, Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

- 3 第1項の成績は、公表しない。

第4章 他の大学院における授業科目の履修及び留学等

第14条 学生は、法学研究科長の許可を得て、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第15条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第16条 第14条の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が定めるところにより、公共政策大学院において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により、公共政策大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第4条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて9単位までとする。

第17条 この章に規定するもののほか、他の大学院における授業科目の履修、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国における履修、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定める。

第5章 進級及び課程修了

第18条 第2年次に進級するためには、授業科目のうち、必須科目群に属する科目であって、第1年次配当の科目から12単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が特段の事情があると認めた場合であって、基幹科目群に属し、かつ、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が認める科目を12単位以上修得したときには、進級を認めることがある。

第19条 進級の認定は、運営委員会の議を経て、教授会の審議に付し法学研究科長が行う。

第20条 公共政策大学院の課程を修了しようとする者は、2年（第2条第2項に定める履修上の区分により公共政策大学院の課程を修了しようとする者にあつては、1年）以上在学し、授業科目のうち、必須科目群に属する科目から22単位及び基幹科目群に属する科目から18単位を含め48単位以上を修得しなければならない。

第21条 課程修了の認定は、運営委員会の議を経て、教授会の審議に付し法学研究科長が行う。

第6章 科目等履修生

第22条 科目等履修生の入学資格及び選考方法は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が、志願者の学歴及び履修能力を勘考してその都度定める。

第23条 科目等履修生を志願する者は、履修科目を記載した所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに、公共政策大学院長に提出しなければならない。

第24条 科目等履修生の在学期間は、2年を超えることができない。

第25条 科目等履修生は、受講した授業科目について試験等を受けて、単位を修得することができる。

第26条 科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について、証明を願い出たときは、法学研究科長の単位修得証明書を交付する。

附 則（省略）

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

東北大学公共政策大学院履修内規

制 定 平成17年12月27日

最新改正 令和 5 年 1 月

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学公共政策大学院規程（平成16年規第154号）第5条第3項の規定に基づき、東北大学公共政策大学院（以下「公共政策大学院」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 公共政策大学院において開設する授業科目及び単位数は、別表による。

- 公共政策大学院運営委員会の議を経て、院長が必要と認めたときは、前項による授業科目以外の授業科目について、授業を行うことがある。
- 前二項の授業科目については、講義、演習及びワークショップのほか、研修を行うことがある。

附 則 (省略)

附 則

- この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前に入学した者の授業科目の区分については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

群	授 業 科 目	単位	年次配当
必須科目	公共政策ワークショップⅠプロジェクトA	12	1
	公共政策ワークショップⅠプロジェクトB	12	1
	公共政策ワークショップⅠプロジェクトC	12	1
	公共政策ワークショップⅠプロジェクトD	12	1
	公共政策ワークショップⅡA	2	2
	公共政策ワークショップⅡB	6	2
	政策調査と論文作成の基礎	2	1
基幹科目	公共政策基礎理論	2	1・2
	公共政策特論Ⅰ	2	1・2
	公共政策特論Ⅱ	2	1・2

群	授 業 科 目	単位	年次配当
基幹科目	実務政策学 A	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 B	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 C	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 D	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 E	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 F	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 G	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 H	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 I	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 J	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 K	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 L	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 M	2 ～ 4	1 ・ 2
	実務政策学 N	2 ～ 4	1 ・ 2
	地域社会と公共政策論Ⅰ	2	1 ・ 2
	地域社会と公共政策論Ⅱ	2	1 ・ 2
	地域社会と公共政策論Ⅲ	2	1 ・ 2
	行政の法と政策	2	1 ・ 2
	租税政策論	2	1 ・ 2
	公共哲学	2	1 ・ 2
	地方自治法	2	1 ・ 2
	防災法	2	1 ・ 2
	グローバル・ガバナンス論	2	1 ・ 2
	経済学理論	4	1 ・ 2
	財政学	2	1 ・ 2
展開科目	経済産業政策特論Ⅰ	2	1 ・ 2
	経済産業政策特論Ⅱ	2	1 ・ 2
	防災政策論演習	2	1 ・ 2
	政策過程の歴史分析	2	1 ・ 2
	政策評価論	2	1 ・ 2
	政策分析の手法	2	1 ・ 2
	経済と社会	2	1 ・ 2
	租税法演習	2	1 ・ 2
	国際関係論演習Ⅰ	2	1 ・ 2
	国際関係論演習Ⅱ	2	1 ・ 2
	現代政治分析演習Ⅰ	2	1 ・ 2
	現代政治分析演習Ⅱ	2	1 ・ 2
	比較政治学演習Ⅰ	2	1 ・ 2
	比較政治学演習Ⅱ	2	1 ・ 2
	西洋政治思想史演習Ⅰ	2	1 ・ 2
	西洋政治思想史演習Ⅱ	2	1 ・ 2

群	授 業 科 目	単位	年次配当
展開科目	ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2	1・2
	ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2	1・2
	日本政治外交史演習Ⅰ	2	1・2
	日本政治外交史演習Ⅱ	2	1・2
	行政学演習Ⅰ	2	1・2
	行政学演習Ⅱ	2	1・2
	中国政治演習Ⅰ	2	1・2
	中国政治演習Ⅱ	2	1・2
	アジア政治経済論演習Ⅰ	2	1・2
	アジア政治経済論演習Ⅱ	2	1・2
	開発協力論演習Ⅰ	2	1・2
	開発協力論演習Ⅱ	2	1・2
	国際政治経済論演習Ⅰ	2	1・2
	国際政治経済論演習Ⅱ	2	1・2
	法と経済学	2	1・2
	環境法Ⅰ	2	1・2
	環境法Ⅱ	2	1・2
	実務労働法Ⅰ	2	1・2
	実務労働法Ⅱ	2	1・2
	社会保障法	2	1・2
	経済法Ⅰ	2	1・2
	経済法Ⅱ	2	1・2
	金融法	2	1・2
	多様性社会と法演習	2	1・2
	国際法発展	2	1・2
	租税法基礎	2	1・2
	インターンシップ AⅠ	1	1・2
	インターンシップ AⅡ	1	1・2
	インターンシップ B	2	1・2
関連科目	公共政策大学院運営委員会において関連科目として認めたもの	...	...

備考 必須科目群において、公共政策ワークショップⅠを12単位、公共政策ワークショップⅡを8単位及び政策調査と論文作成の基礎を2単位履修すること。

- 東北大学公共政策大学院ディプロマ・ポリシー,
カリキュラム・ポリシー
- 東北大学公共政策大学院履修案内
- 学位規則
- 東北大学学位規程

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻 (公共政策大学院) ディプロマ・ポリシー

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻（公共政策大学院）では、次に掲げる目標を達成した学生に公共法政策修士（専門職）の学位を授与する。

- ①公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」に相応しい専門知識を修得し、公共政策に関わる職業を担うための深い学識及び卓越した実務能力を有している。
- ②時代とともに変化し多様化する「公」に対する社会的ニーズを踏まえつつ、高い職業倫理をもって「公」を目指して行動し、社会の発展に貢献することができる。
- ③公共政策の企画に必要な国際的視野、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を有するとともに、自己の教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる。

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻 (公共政策大学院) カリキュラム・ポリシー

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻（公共政策大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ①理論と実務の融合という観点から、高度な理論教育と実務家の経験に基づく政策実務の教育を行う。
- ②理論教育においては、公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」として必要な専門的知識・能力の獲得を促すために、公共政策を企画する基盤となる専門科目を体系的に提供する。
- ③政策実務の教育においては、体験型政策教育の理念に基づき、「公共政策ワークショップ」を中心として、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論や質疑応答等の適切な教育方法を用いる。
- ④課程修了に必要な授業科目を適切に履修できるように指導する体制を整備する。
- ⑤授業科目について、原則として、レポート試験や筆記試験等に基づき、実務と理論の双方の観点からの公共政策の基礎的・体系的な知識の修得、公共政策の現状把握と課題抽出の能力、課題解決に向けた公共政策の立案能力等を総合的に考慮して厳格に評価するとともに、リサーチ・ペーパーについて、豊かな学識と高度の専門的知識・技能に基づいて、公共政策の分野において自立して独創的な調査・研究を遂行できる能力、高度に専門的な職業に従事できる能力等を総合的に考慮して適切に評価する（詳細は「「リサーチ・ペーパー」に係る評価基準に関する申し合わせ」参照）。

公共政策大学院履修案内

1 カリキュラム全般について

東北大学公共政策大学院のカリキュラムは、「必須科目」、「基幹科目」、「展開科目」、「関連科目」より構成されています。

履修の流れは、以下の図ようになります。

1 年次前期	1 年次後期	2 年次前期	2 年次後期
必須科目 (政策調査と論文作成の基礎、公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ I)	必須科目 (公共政策ワークショップ II A)	必須科目 (公共政策ワークショップ II B)
基幹科目	基幹科目	基幹科目	基幹科目
展開科目	展開科目	展開科目	展開科目
関連科目	関連科目	関連科目	関連科目

(a) 必須科目 (1, 2 年次配当, 22単位選択必修)

必須科目のうち、「政策調査と論文作成の基礎」では、公共政策大学院における学修と研究に必要な基礎的な調査及び論文作成のスキルの習得を目的として、政策の立案過程における情報の収集方法、論理的議論の組立て方や論文作成において必要となる知識・方法論について学びます。ここで学ぶ事柄は、他の授業科目を履修するためにも必要なもので、1 年次前期に必ず履修して下さい。

「公共政策ワークショップ I・II」は、現実の政策課題を自ら調査し、解決策を立案するという授業を2年にわたって行うものです。

1 年次では、「公共政策ワークショップ I」を通年履修します。ここでは、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導の下、7～8名程度の学生がグループ作業で、最終報告書を作成します。これは、報告会でプレゼンテーションされます。成績評価においては、個々の学生のワークショップにおける活動状況とワークショップ毎の最終報告書(そのプレゼンテーションを含む)の内容が総合的に評価されます。

2 年次では、「公共政策ワークショップ II A」を前期に履修し、「公共政策ワークショップ II B」を後期に履修します。これは、政策領域ごとに学生を分けて、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択するものです。その成績は、リサーチ・ペーパーと口述試験によって評定されます。

公共政策ワークショップに関しては、詳しくは『公共政策ワークショップ・ハンドブック』

ク』を参照して下さい。

(b) 基幹科目（1，2 年次配当，18単位まで選択必修）

「基幹科目」に配当されている授業は、可能な限り学際的であることが目指され、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するように配慮されています。科目によっては、研究者教員、実務家教員との連携・学外の実務家による講演なども交えて行われます。

また、将来行政・政治に関わる公人となることが期待される学生には、公共性についての理解を深め、現象の背後に存在する理念的・価値的な問題についての洞察力を涵養することが求められます。したがって、学生には、研究者教員の指導の下で、大量の研究文献のリーディング・アサインメント及びターム・ペーパーが課せられることもあります。

基幹科目のうち、「公共政策基礎理論」は、公共政策の総論講義を行った上で、法学・政治学における理論の基礎について、入門的な部分から、実務上きわめて重要な論点となっているいくつかの先端的な部分について解説する授業です。これによって、他の授業科目への展開や、今後の発展的な学習の方法が教授されます。

「実務政策学」は、実務家教員ないしは政策専門家による授業で、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に則して、体系の現実的意味の理解をも目指すものです。

「地域社会と公共政策論」は、政策「体系」の地域社会の現場への適用とそのフィードバック等のありようを分野ごとに取り上げ、必要に応じて、政策担当者としての講師、地域の最前線で課題に取り組む講師等による講義や講師との討議も行い、学生と教員が政策の適切性に関する評価を行うものです。

「公共政策特論」は、各省庁の主に課長級以上の政策担当者による、わが国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義です。

(c) 展開科目（1，2 年次配当，自由選択）

展開科目においては、学生は必要に応じて、より高度な社会科学の専門知識を習得し、または理科系の諸学を含めたより広範な領域にわたる政策学について学ぶことができます。

展開科目の中には、川内南キャンパスの法学研究科で開かれる科目もあるので、時間割に注意して下さい。

(d) 関連科目（1，2 年次配当，自由選択）

関連科目においては、学生は必要に応じて、東北大学大学院経済学研究科会計専門職専攻（会計大学院）の授業科目を履修することにより、経済的な専門知識を習得することができます。

詳細については、年度当初に公表されます。

(e) 他研究科等の授業科目

学生は、運営委員会の議を経て、公共政策大学院長が別に定めるところにより、法学研究科長の許可を得て、法学研究科研究大学院、他の研究科、大学院共通科目又は教育部の前期課程、学部授業科目を履修することができます。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければなりません。

また、学生は、法学研究科長の許可を得て、公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）が別に定める外国の大学院等に留学することができます。

学生がこれらによって得た授業科目の単位（ただし、学部授業科目の単位を除く。）は、運営委員会が認めた場合には、9単位を限度として、公共政策大学院において修得した単位とみなされます。

2 履修登録について

公共政策大学院の学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した授業科目を公共政策大学院長に届け出なければなりません。この手続を履修登録といいます。この手続を経なければ、授業科目の試験を受けることができないので、注意して下さい。

また、第1年次に履修科目として登録することができる単位数は、規程上は最大40単位までとなっています。しかしながら、年次・学期間のバランスをよく考えて、一つの年次・学期に授業科目が集中しないよう注意して下さい。また、履修登録の前に、アドバイザー教員に相談をしておくことが望ましいでしょう。

3 修了要件について

公共政策大学院の課程を修了するには、次の要件を全て満たさなければなりません。

- ①公共政策大学院に2年以上（1年修了学生にあつては、1年以上）在学すること。
- ②必須科目群に属する科目を22単位修得すること。すなわち、公共政策ワークショップⅠを12単位、公共政策ワークショップⅡAを2単位、公共政策ワークショップⅡBを6単位（1年修了学生にあつては、公共政策ワークショップⅡA・Bに代えて、リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること（8単位））、政策調査と論文作成の基礎を2単位修得すること。
- ③基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること。
- ④48単位以上を修得すること。

4 1年修了について

公共政策大学院の課程を1年で修了したいという実務経験を有する学生のために、1年

修了の制度が設けられています。ただし、1年修了は、1年間で2年分に相当する課程を修了するものであるため、その要件が厳しいものになっています。

(1) 手続

1年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、遅くとも第1年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をして下さい。なお、この申し出をする際には、あわせて下記(3)③に定めるリサーチ・ペーパーのテーマ及び趣旨を提出しなければなりません。

運営委員会は、この申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定します。「1年修了の基準」を満たすものと判定された学生は、「1年修了の要件」を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができます。

(2) 1年修了の基準

「1年修了の基準」とは、次の要件の一つを満たすことをいいます。

①公共政策に関する実務に3年以上携わったこと

②第1年次前期の成績が優秀であり、かつ実務経験(①に該当するものを除く)を有すること

「第1年次前期の成績が優秀である」か否かは、画一的基準によらず、アドバイザーの所見を聞いた上で、総合判断により判定します。

第1年次前期の成績には、既に試験を受けた授業科目のみならず、公共政策ワークショップⅠにおける前期までの平常点も含まれます。

(3) 1年修了の要件

「1年修了の要件」は、以下の全てを満たすことです。

①公共政策大学院に1年以上在学すること

②公共政策ワークショップⅠを12単位及び政策調査と論文作成の基礎を2単位修得すること

③リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること(8単位)

④基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること

⑤48単位以上を修得すること

⑥第1年次の成績が優秀であること

リサーチ・ペーパーは、運営委員会が定める日(2月上旬)までに提出しなければなりません。その審査は、口述試験により行われます。

(4) その他

運営委員会により「1年修了の基準」を満たすと判定された学生が、第1年次後期において1年修了の「要件」を満たすことができなかった場合には、第2年次における公共政

策ワークショップⅡの履修を含む、東北大学公共政策大学院規程第20条に定める原則的な修了要件を満たすことにより、課程を修了することができます。

5 アドバイザーについて

公共政策ワークショップⅠは、各プロジェクトに担当教員が2名配置されます。この2名は、学生の科目履修や勉学全般についてのアドバイザーとなります。何かわからないことがあれば、まずはアドバイザーに尋ねてみると良いでしょう。多くの問題は、アドバイザー自身によって答えられるでしょう。また、もしアドバイザー個人で対応できない問題があれば、その問題にふさわしい教員をアドバイザーが紹介してくれるでしょう。

アドバイザーの担当は、概ね次のようになります。

- 実務家教員（責任担当教員）
 - 実務的観点から見た科目履修
 - 卒業後の進路
- 研究者教員：
 - 法学・政治学・経済学などの専門領域に関する勉学方法
 - 他専攻・他研究科目の履修

6 インターンシップについて

インターンシップについては、夏休み中に短期間、若干名の学生が霞が関の官庁等の行政実務を直接経験する機会を設ける予定です。

なお、インターンシップのうちインターンシップ委員会が認めたものについては、単位認定を受けることができます。これについては講義要綱を参照して下さい。

7 成績評価に対する不服申立制度について

公共政策大学院の授業科目について「不合格」の評価を受けた学生は、所定の期限内に、当該授業科目の責任教員（以下「責任教員」という。）に対して、当該成績評価に関する不服を申し立てることができます。この申し立てをすると、責任教員から、成績評価についての説明を受けることができます。この申し立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、専門職大学院係に提出して下さい。

責任教員から上記の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に再審査を申し立てることができます。この申し立てをする学生は、所定の申請用紙に必要事項を記載し、改めて専門職大学院係に提出して下さい。

公共政策大学院カリキュラム・マップ

【ディプロマ・ポリシー】

- ① 公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」に相応しい専門知識を修得し、公共政策に関わる職業を担うための深い学識及び卓越した実務能力を有している。
- ② 時代とともに変化する「公」に対する社会的ニーズを踏まえつつ、高い職業倫理をもって「公」を目指して行動し、社会の発展に貢献することができる。
- ③ 公共政策の企画に必要な国際的視野、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ブレizenテーション能力を有するとともに、自己の教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる。



学 位 規 則

制 定 昭和28年4月1日

最終改正 令和4年9月30日

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 大学が行う学位授与（第2条—第5条の3）

第3章 短期大学が行う学位授与（第5条の4—第5条の6）

第4章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第6条・第7条）

第5章 雑則（第8条—第13条）

附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第1項から第7項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第2章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第2条 法第104条第1項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第6条第1項本文において同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位）

第2条の2 法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分	学 位
専門職大学を卒業した者に授与する学位	学士（専門職）
専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第5条の5に規定する短期大学士（専門職）

(専門職大学が授与する学位の授与の要件)

第2条の3 法第104条第2項の規定による前条の学士(専門職)の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学を卒業した者に対し行うものとする。

2 法第104条第2項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職大学が、当該専門職大学の前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 法第104条第3項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第4条第3項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第16条及び第16条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

(博士の学位授与の要件)

第4条 法第104条第3項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第104条第4項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位の授与に係る審査への協力)

第5条 前2条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第5条の2 法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区 分	学 位
専門職大学院の課程(次項以下の課程を除く。)を修了した者に授与する学位	修士(専門職)
専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士(専門職)
専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士(専門職)

(専門職学位の授与の要件)

第5条の3 法第104条第3項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第3章 短期大学が行う学位授与

(短期大学士の学位授与の要件)

第5条の4 法第104条第5項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位)

第5条の5 法第104条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士(専門職)とする。

(専門職短期大学が授与する学位の要件)

第5条の6 法第104条第6項の規定による前条の短期大学士(専門職)の学位の授与は、専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第4章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第6条 法第104条第7項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は次の各号の1に該当する者で、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 一 大学(短期大学を除く。以下この条及び次条において同じ。)に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 二 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち法第58条の2(法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第132条の規定により大学に編入学する

ことができるもの

四 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

- 2 法第104条第7項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法科大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法科大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法科大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第5章 雑 則

(論文要旨等の公表)

第8条 大学及び独立行政法科大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法科大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法科大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法科大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第10条の2 大学設置基準第43条第1項、専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)第55条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第36条第1項、専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)第52条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第1又は別記様式第2による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第13条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第6条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則 (省略)

附 則 (令和4年9月30日文部科学省令第34号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、令和4年10月1日から施行する。

東北大学学位規程

制 定 昭和30年1月1日

最終改正 令和 8 年 3 月

(趣 旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部	学士(文 学)
教 育 学 部	学士(教 育 学)
法 学 部	学士(法 学)
経 済 学 部	学士(経 済 学)
理 学 部	学士(理 学)
医 学 部	学士(医学, 看護学又は保健学)
歯 学 部	学士(歯 学)
薬 学 部	学士(創薬科学, 薬学)
工 学 部	学士(工 学)
農 学 部	学士(農 学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	修士(文 学)
教育 学 研 究 科	修士(教育学又は教育情報学)
法 学 研 究 科	修士(法 学)
経 済 学 研 究 科	修士(経済学又は経営学)
理 学 研 究 科	修士(理 学)
医学 系 研 究 科	修士(医科学, 障害科学, 看護学, 保健学又は公衆衛生学)
歯 学 研 究 科	修士(口腔科学)
薬 学 研 究 科	修士(薬 科 学)
工 学 研 究 科	修士(工 学)

農 学 研 究 科	修士(農 学)
国際文化研究科	修士(国際文化)
情報科学研究科	修士(情報科学)
生命科学研究科	修士(生命科学)
環境科学研究科	修士(環境科学又は災害科学)
医 工 学 研 究 科	修士(医 工 学)

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	博士(文 学)
教育学研究科	博士(教育学又は教育情報学)
法 学 研 究 科	博士(法 学)
経 済 学 研 究 科	博士(経済学又は経営学)
理 学 研 究 科	博士(理 学)
医学系研究科	博士(医学, 障害科学, 看護学又は保健学)
歯 学 研 究 科	博士(歯 学)
薬 学 研 究 科	博士(薬科学又は薬学)
工 学 研 究 科	博士(工 学)
農 学 研 究 科	博士(農 学)
国際文化研究科	博士(国際文化)
情報科学研究科	博士(情報科学)
生命科学研究科	博士(生命科学)
環境科学研究科	博士(環境科学又は災害科学)
医 工 学 研 究 科	博士(医 工 学)

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士(学術)又は博士(学術)と付記することがある。
- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。
- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法 学 研 究 科	公共法政策修士(専門職)又は法務博士(専門職)
経 済 学 研 究 科	会計修士(専門職)

(学士の学位授与の要件)

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程（専門職学位課程を除く。）による者の学位論文（修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。）は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審査に付さなければならない。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者（以下「学位申請者」という。）

は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者（科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。）又は本学の職員（国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規則第46号）第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則（平成21年規則第26号）第2条に規定する特定有期雇用職員（外国人研究員（同規則第6条第2項に定める者をいう。）を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文（以下「学位論文」という。）は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めたときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めたときは、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第17条 総長は、前条第1項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文(博士)」と、第2項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第20条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。(掲載省略)

附 則 (省略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

○東北大学における入学料の免除及び

徴収猶予に関する取扱規程

○東北大学学生 of 授業料の免除並びに徴収

猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

○海外留学について

東北大学における入学料の免除及び 徴収猶予に関する取扱規程

制 定 昭和52年3月15日

最終改正 令和8年3月

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「大学院通則」という。）第19条の4の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入學、再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。）、転入學又は編入學（以下この条、次条及び第6条において「入學等」という。）を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学料の免除を許可することがある。

- 一 特に優れた者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の特に優れた者をいう。）であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの
- 二 入學等の前1年以内において、入學等を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入學等を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合その他これに準ずる理由により、入学料を納付することが著しく困難であると認められる者

第3条 次の各号の一に該当する者（外国人留学生を除く。）に対しては、その願い出により、入学料の免除を許可することがある。

- 一 本学の大学院に入學等を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの
- 二 本学の大学院の後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に入學等を許可された者で、学業が優秀であると認められ、かつ、次の各号の一に該当するもの
 - イ 独立行政法人日本学術振興会特別研究員
 - ロ 大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを履修する者
 - ハ 別に定める支援プログラムの対象者

2 前項に規定する者のほか、本学の大学院に入学等を許可された者で、前条第2号に該当するものに対しては、その願い出により、入学料の免除を許可することがある。

(免除の額)

第4条 入学料の免除の額は、全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(免除の許可の願い出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入学料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 入学料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- 四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。）
- 五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生及び第3条第1項第2号に該当する者が願い出の場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第6条 本学の学部又は大学院に入学等を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- 二 学部又は大学院への入学等の前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は学部若しくは大学院に入学等を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願い出)

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学科免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第9条 入学科の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学科の徴収を猶予する(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第9条第1項の申請をした者が既に入学科を納めていた場合を除く。))。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学科の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者(第8条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学科を納めていた者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学科の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

(入学科の返付)

第11条 入学科の免除を許可された者のうち、既に入学科を納めていた者については、学部通則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入学科のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、入学科の免除を願い出た者のうち、既に入学科を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては、当該入学科のうち、次条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された入学科に相当する額を返付するものとする。

(死亡による免除等)

第12条 入学科の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学科の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学科の全額を免除する。

2 前条第2項の規定により入学科を返付される者は、第9条の規定により入学科の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第13条 入学科の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額の免除を許可した者について、入学科の納付前に死亡した場合には、未納の入学科の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第14条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

第15条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに對しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第16条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第17条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (省略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行し、改正後の東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の規定は、修士課程、前期課程及び専門職学位課程については令和9年度に入学等を許可された者から、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程については令和8年度に入学等を許可された者から適用する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収 猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

制 定 昭和48年5月15日

最終改正 令和8年3月

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条—第7条の2）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条—第13条）

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条—第17条）

第4節 その他事由による授業料の免除（第18条—第23条）

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第24条—第33条）

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第34条—第37条）

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第38条—第40条）

第6章 雑則（第41条）

附 則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「大学院」通則という。）第43条の3の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第2条 次の各号の一に該当する者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することができる。

一 学部学生であって、特に優れた者であり、かつ、経済的理由により極めて修学に困難があると認められるもの

二 大学院学生（外国人留学生を除く。）であって、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。
(免除の実施方法)

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額は又は4分の1の額とする。

(許可の願い出)

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生が願い出の場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第26条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条の2 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、学部通則第35条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を願い出た者のうち、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

一 各学期の授業料の納期前6月以内（入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
 - 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
 - 三 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願ひ出る者に限る。）
 - 四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願ひ出る者に限る。）
 - 五 その他総長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願ひ出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

（徴収猶予）

第12条 授業料の免除の許可を願ひ出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

（免除を許可されなかった者の納付期限）

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第26条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願ひ出た者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

（休学による免除）

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であつて、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）にあつては第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、第23条第2項の規定により授業料を返付される者（休学を許可された者に限る。）にあつては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

（死亡等による免除）

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となつたことにより学籍を除いた場合には、未納の

授業料の全額を免除することがある。

- 2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）にあつては第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、第23条第2項の規定により授業料を返付される者（死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。）にあつては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

（除籍による免除）

第16条 入学科又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

（徴収猶予期間中の退学による免除）

第17条 第6条の規定により授業料の徴収を猶予されている者、次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第29条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であつて、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

- 2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）にあつては第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、第23条第2項の規定により授業料を返付される者（退学を許可された者に限る。）にあつては第21条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第4節 その他事由による授業料の免除

（免除の許可）

第18条 大学院学生であつて、学業が優秀であると認められ、かつ、次の各号の一に該当するものに対しては、授業料の免除を許可することがある。

- 一 独立行政法人日本学術振興会特別研究員
- 二 大学院通則第2条の2に規定する学位プログラムを履修する者
- 三 別に定める支援プログラムの対象者

- 2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第19条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

（免除の額）

第20条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(徴収猶予)

第21条 大学院学生であって、学業が優秀であると認められ、かつ、第18条第1項各号の一に該当するものに対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第22条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者(第26条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の3の額を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第23条 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、大学院通則第44条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

第24条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生(当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者)の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- 二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付するこ

とが困難であると認められる者

三 行方不明の者

四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第25条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第26条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第27条 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第28条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第29条 第24条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

第30条 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第31条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第32条 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第33条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第34条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第35条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第36条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第34条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第37条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であつて、その理由が消滅したにもかかわらず、第35条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第38条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第36条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

第39条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき、総長が行う。

2 第34条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第40条 第24条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第29条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第35条第2項又は第37条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑 則

第41条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (省略)

附 則

この規程は、令和7年9月29日から施行し、改正後の東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から令和9年3月31日までの間における修士課程、前期課程及び

専門職学位課程の学生の授業料の免除については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

海外留学について

○ 大学間協定による留学

本学では、海外の大学と大学間協定を締結し、それぞれの大学へ毎年数名の学生を派遣しています。

1 派遣先大学および応募条件

本学と学術交流協定を締結している海外の大学および応募条件は、グローバルラーニングセンター Web サイト (<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/>) を確認して下さい。

2 派遣期間

夏・秋期（通常 8 月～10 月）から 1 学期ないし 2 学期。

一部の大学には春期（派遣先の学年暦により 1 ～ 4 月）から開始するものもあります。

3 募集時期

夏・秋期は派遣予定年の前年 10 月頃に募集します。

春期は派遣予定年の前年の 5 月頃に募集します。

いずれも掲示により周知します。

4 留学経費・奨学金

(ア) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担となります。

(イ) 授業料

大学間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません。（ただし、大学によっては授業料又は申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります。）

本学の授業料は留学期間中も納入する必要があります。

(ウ) 奨学金

① 東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞

・奨学金： 準備金 15 万円～30 万円（留学先地域により異なる）

月額 6 ～ 10 万円（留学先地域により異なる）

・支給期間： 12 か月以内

・対象者： 学業成績が優秀な者

② 独立行政法人日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金

・奨学金： 月額 6 ～ 10 万円（留学先地域により異なる）

・支給期間： 12 か月以内

・対象者： 学業成績が優秀で、人物等に優れている者。

応募年度の前年度の成績評価係数（3.0 満点）が 2.30 未満の者は対象外となる。

③ 官民協働海外留学支援制度トビタテ！留学 J A P A N 日本代表プログラムによる奨学金

- ・奨 学 金： 準備金15万円～25万円（留学先地域により異なる）
月額12～16万円（留学先地域により異なる）
授業料相当額30～60万円（留学期間により異なる）
- ・支給期間： 12か月以内
- ・参考 URL： <http://www.tobitate.mext.go.jp/>

④ JR 東日本基金による留学支援

- ・支 援 金： 他の奨学金との併給額、情勢等を鑑み、支給額を決定する。
（過去の支給実績は10ヶ月間の交換留学で最大50万円程度。）
- ・支給期間： 12か月以内
- ・対 象 者： 東北大学法学部・大学院法学研究科の学生のみ
- ・応募時期等： 留学開始日の2か月前に申請する必要がある。募集情報については、
学内掲示を確認すること。

⑤ 公益財団法人トラスト未来フォーラム海外留学支援奨学金

- ・奨 学 金： 月額15万円
- ・支給期間： 原則、5ヶ月以上1年以内
- ・対 象 者： 東京大学、京都大学、一橋大学、東北大学の法学部の在籍者（*各校につき原則2名（年度間）を募集）
- ・参考 URL： <https://trust-mf.or.jp/scholarship2.html>

※①～⑤については、採用人数が限られているため、申請を希望した場合でも採用されないことがあります。

※奨学金の申請条件や支給額は、年度により変更がある場合があります。申請方法については、掲示によりお知らせします。

⑥ その他の奨学金

各種奨学団体等による奨学金制度を利用することもできます。募集の案内は随時学内掲示で行います。また、一部の協定校でも奨学金を支給することがあるので、各自確認してください。

(エ) 海外旅行保険料

交換留学生として派遣することが決定した場合は、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」への加入を必須としています。

また、留学期間中、留学先大学等が加入を求める保険がある場合、上記の海外旅行保険と合わせて加入する必要があります。

なお、保険料は留学生本人の自己負担とします。

5 在籍身分

派遣先大学での在籍身分は、交換留学生として派遣先大学において決定されます。

大学間協定校への留学中の本学における身分は、派遣学生の所属学部・研究科の認定により、学籍上「留学」の身分によるものとします。

6 選考方法

(1) 一次選考：書類選考

大学入学以降の学業成績，語学力，留学志望動機，学習・研究計画を総合的に評価します。

(2) 二次選考：面接選考

留学の動機，異文化適応能力，語学力等を総合的に評価します。

一次選考後，二次選考対象者には，留学生課から直接日程調整のメールを送ります。

なお，事前にグローバルラーニングセンター教員による留学アドバイジングを受けている場合は，二次選考が免除される可能性があります。

7 留学に関する相談

東北大学グローバルラーニングセンターでは，海外留学プログラムや留学に関する様々な疑問にお答える「留学アドバイジング」を行っておりますので，応募に際しては積極的にご活用ください。

〈グローバルラーニングセンター 留学アドバイジング〉

<http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/advising/advising-sa/>

8 その他

(ア) 本学の学内選考に合格しても，次の場合は派遣できません。

- ① 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき。
- ② 留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき。
- ③ 学内選考において一定の条件を付されて合格したにも関わらず，留学開始時期までにその条件を満たすことが出来ないと判明したとき，または出来ない見通しが高いと判明したとき。
- ④ 健康を害したとき。
- ⑤ 留学希望大学等の募集人員が減ったとき。
- ⑥ 派遣交換留学誓約書に記載された事項を守れないとき。
- ⑦ その他，留学が適当でないと認めるとき。

(イ) 留学希望大学等における所属学部や研究科等は，原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行いますが，留学希望大学等の事情によって，必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。

(ウ) 入学手続き及び渡航手続き等は，本人の責任により行い，これらに要する費用は本人の負担となります。

(エ) 派遣先大学では，TOEFL[®] スコア等の語学条件に最低基準を設定している場合が殆どですので，各自ホームページ等で確認してください。特に，欧米やオセアニア地域の大学は入学許可の条件として TOEFL[®] iBT:79～80点（ITP550点相当）以上とする大学が多いので注意してください。

(オ) イギリスの大学に留学する場合，ビザの申請時に IELTS スコアが必要となります。その際，TOEFL は受け付けられませんのでご注意ください。

(カ) 大学院学生で，アメリカ合衆国の大学の大学院課程に入学を希望する学生は，GRE（Graduate Record Examinations）の受験が必要となる場合があります。GREの詳細は，TOEFL 事業部に確認してください。

(キ) 上記の全ての情報は学生便覧作成時のものです。最新の情報は応募する際の募集要項等により確認してください。

○ **部局間協定による留学**

法学部では、国民大学校（韓国）、西南政法大学（中国）、国立台北大学（台湾）、パリ第1大学（フランス）と学生相互交流の協定を締結しています。

この大学への留学については、掲示（例年5～6月及び12月頃）でお知らせします。

○ **グローバル人材育成推進事業**

平成25年度より「東北大学グローバル・リーダー育成プログラム」（以下、TGLプログラム）が開始されました。TGLプログラムは、3つのオンキャンパスサブプログラムと海外研鑽サブプログラムを組み合わせ、本学の学生を国際社会で活躍するグローバル人材として育成することを目的としています。事業及びTGLプログラム等についての詳細はTGLプログラムのウェブサイト（<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/about/>）を参照してください。

○ **国際交流支援室**

法学部の国際交流支援室では、法学部・法学研究科の学生の国際体験をサポートしています。法学部での留学相談も行っておりますので活用してください。

〈法学部国際交流支援室〉

http://www.law.tohoku.ac.jp/education/ed_study/studyabroad/global_support/

○ **帰国後の単位認定手続きについて**

留学で修得した単位について認定を希望する者は、留学の終了日から3か月以内に申請を行う必要があります。

○学生心得

○エクステンション教育研究棟内の施設等の
利用について

○法政実務図書室（片平）利用案内

○法学研究科・法学部図書室（川内）の利用につ
いて

○東北大学法学会会則

○東北大学法学会会費規程

○東北大学同窓会会則

○その他

学 生 心 得 (公共政策大学院)

1 掲 示

授業関係(休講, 補講)その他本学及び公共政策大学院が学生に周知する事項は, すべて掲示する。掲示の見落とし及び誤読は, 取り返しのつかない事態を生ずることがあるから, 掲示に絶えず注意を払うこと。

なお, 呼び出しの掲示があった場合には, 速やかに応じること。

掲示は, 公共政策大学院掲示板(片平キャンパス)に行う。

2 履修手続

履修手続を行うにあたっては, 履修案内, 講義要綱及び授業時間割表を必ず参照して履修計画をたてること。

また, 履修手続の詳細については, 新入生オリエンテーション, その他掲示で知らせる。

3 成 績

履修した授業科目の成績は原則として, 各自が学務情報システム上で確認すること。

また, 上記の時期等については, 掲示により知らせる。

4 学籍異動

休学, 復学及び退学については, 東北大学大学院通則第3章及び第4章の定めるところによる。願い出る場合には, 事前に理由を記して保護者連署の上願い出ること。なお, 病気による休学, 快癒による復学を願い出る場合は, 診断書を添付すること。

5 身上の異動

1 改姓, 改名, 本籍・保護者の変更等

身上に異動が生じた場合は, 速やかに届け出ること。諸証明書は正規に届けられたもので交付されるから注意すること。(修了後も同じである。)

2 通学住所, 保護者住所, 家族住所及び連絡先の変更

住所及び連絡先(電話番号等)が明確でないと, 緊急の場合の連絡ができないことになるから, 変更が生じた場合は, 速やかに届け出ること。

6 諸証明書(在学証明書・学割証・修了見込証明書・成績証明書・健康診断報告書は8を参照のこと。)

1 通学証明書その他の証明書の交付を受ける場合は, 2日前までに所定の交付願用紙に必要事項を記入の上, 申し込むこと。

2 通学証明書は, JR 及び仙台市営バス・地下鉄の定期券を購入する際に必要である。(宮城交通の定期券は, 学生証を提示して購入できる。)

7 学生証・学籍番号

- 1 学生証は本学の学生であることを証明するものなので、常時携帯し、本学の教職員等から要求があったときは、呈示しなければならない。また、証明書自動発行機や図書室等の利用にも必要となるので、学生証を常時携帯する習慣をつけること。
- 2 学籍番号は入学年度、所属研究科及び整理番号をもとにつくられており、それを変更することはしない。試験答案用紙、レポート、届出書、出願書等には、氏名と共に記載すること。
- 3 学生証を紛失すると、本人の知らないうちに学生証が悪用され損害を受けることにもなりかねないので、紛失しないよう特に注意すること。また、紛失した場合は直ちに警察に届け出るとともに、写真（たて4.0cm × よこ3.0cm）を添えて再交付を申請すること。
- 4 再交付を受けてから前の学生証が見つかった場合、修了・退学等で学籍を離れた場合には、直ちに学生証を返却すること。

8 在学証明書・学生旅客運賃割引証（学割証）・修了見込証明書・成績証明書・健康診断報告書

在学証明書・学割証・修了見込証明書（ただし最終学年の者のみ）・成績証明書及び健康診断報告書は、証明書自動発行機により、即時に証明書を発行する。次の事項に留意の上、利用すること。

- 1 発行する証明書及び報告書（1回の発行可能枚数※1）

在学証明書（和文・英文）（5枚）

修了見込証明書（和文・英文）（5枚）

成績証明書※2（和文・英文）（5部）

学割証（2枚）

定期健康診断結果報告書（1枚）

授業料領収書（1枚）

※1 1回の操作あたりの総発行可能枚数は12枚までである。

※2 個人の修得状況により印刷される成績証明書が複数枚になる場合がある。

- 2 発行機の設置場所及び稼働時間

川内北地区 教育・学生総合支援センター 1階（2台併設）

月曜日～日曜日 8：30～21：00

川内南地区 文科系総合講義棟 1階コモンスペース

月曜日～金曜日 8：30～19：00

青葉山北地区	理学部・理学研究科教務窓口前 月曜日～金曜日 8:30～21:00
青葉山東地区	工学部・工学研究科中央棟1階 月曜日～金曜日 8:30～20:00 土曜日・日曜日 10:00～14:00
青葉山新地区	農学系総合研究棟本館1階エントランスホール 月曜日～金曜日 8:30～18:00
星陵地区	星陵会館1階エントランスホール 月曜日～金曜日 8:30～21:00 土曜日 8:30～16:00
片平地区	エクステンション教育研究棟1階エントランスホール 月曜日～金曜日 8:30～17:00

※ 所属学部の所在地区にかかわらず、どの発行機でも利用できる。

3 その他

- 1) 証明書発行機の利用には、学生証 (ID カード) が必要である。
- 2) 学割証は、JRが学生の勉学を容易にするために与える特典であるから、その使用にあたっては、定められた事項を遵守し、不正行為のないように注意すること。
- 3) 学割証の交付枚数は、原則として年間一人20枚である。

9 コピーカード

学生には、片平地区で利用可能なコピーカードを貸与する。コピー機は、エクステンション教育研究棟1階法政実務図書室に2台、2階教材コーナーに2台、3階情報処理コーナー室に1台設置されており、通算で年間1,800枚の利用ができる。上限枚数を超えると、年度内はコピーカードの利用が停止されるので、注意すること。また、法政実務図書室にはコイン式コピー機 (私費) が1台設置されているので、停止された場合はそちらを利用すること。

10 駐車規制等について

- 1 キャンパス内での駐車は認めない。ただし、本人自身の身体・健康上の理由から特に自動車通学が不可欠であると認められる学生に限り、駐車を許可することがある。
- 2 バイク・自転車等は所定の場所に駐輪すること。
- 3 エクステンション教育研究棟正面・北側・南側など、所定の駐輪場以外に駐輪している自転車については、発見し次第、エクステンション教育研究棟東の駐輪場に移動する。

なお、この移動に伴い移動した自転車に破損、盗難などが生じて、大学は一切の責任を負わない。

11 授 業 料

- 1 授業料は、手続きを行った指定金融機関の口座から引き落とされるので、納付の月（前期分5月、後期分11月）の中旬には残高に注意すること。
- 2 授業料を期限までに納入することが困難な場合には、所定の期限までに、徴収猶予（延納・分納）を願い出ること。
- 3 経済的理由等により授業料の納入が困難な場合には、願出により、授業料を免除することがある。
- 4 授業料免除の願出は、各期の所定の期日までに、必要な証明書等を添えて行わなければならない。

12 奨 学 金

奨学金は、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体において毎年4月・5月頃募集している。詳細はその都度掲示するので、希望者は注意すること。

13 健康診断

- 1 学生は、毎年1回定期健康診断を受けなければならない。やむを得ない理由で受診できないときは、事前に申し出ること。
- 2 受診しない者には、就職及び大学院受験等のための健康診断書が発行されない。

14 学生窓口案内（片平キャンパス）

窓口の受付時間は、次のとおりである。

8：45～12：45 13：45～16：45

なお、土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、一切窓口業務を行わない。

15 法政実務図書室（片平）資料の延滞

3回目以降の延滞については、「（延滞回数－2）×1ヵ月」の間、法政実務図書室における一切の貸出が禁止となる。延滞回数は法政実務図書室の資料ごとに計算し、一度貸出禁止となった場合も延滞回数は累積される。

※ハラスメント関係の相談がある場合には、学内相談窓口を利用されたい。

（下記 URL 参照）

ハラスメント学内相談窓口：

<https://c.bureau.tohoku.ac.jp/homucomp/harassment/>

エクステンション教育研究棟内の施設等の利用について

I 施設全般について

1. エクステンション教育研究棟は、場所・時間帯によりカードキーでの入室が必要となるため、予め個別にカードキーを貸与する。

カードキーの紛失は部外者に悪用されるなど多大な迷惑を及ぼす場合があるので、貸与されたカードキーは厳重に管理すること。

なお、カードキーの紛失に気がついた場合は、速やかに専門職大学院係に届け出る

こと。

2. 入室に際し、カードキーが必要となるゲート及び時間帯は下記のとおりである。

なお、自習室は終日施錠されているので、退室する際は必ずカードキーを携行すること。

ゲート	施錠時間	
	平日	土曜日・日曜日・祝日
①正面玄関	19:00～8:00	終日
②通用口	19:00～8:00	終日
③エレベータホール（2～5階）	19:00～8:00	終日
④法科大学院自習室	終日	終日
⑤情報処理コーナー室	終日	終日
⑥公共政策大学院自習室	終日	終日
⑦1階中央階段（北・西側）	終日	終日
⑧法政実務図書室	（19:00～9:00までは 利用不可）	土日：13:00～17:00 （上記以外の時間帯は利用不可）

備考 上記時間帯は変更する場合がある。その際は事前に提示により周知する。

3. 建物内（2階の学生テラスを含む）での飲酒・喫煙、他者への迷惑となるような行為は行わないこと。
4. 建物・施設、機器及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合は弁償すること。
5. 授業関係（休講・補講）その他本学及び本研究科（法科大学院・公共政策大学院）が学生及び法務学修生（以下「学生等」という。）に周知する事項はすべて掲示により行うので、掲示に絶えず注意を払うこと。

法科大学院学生向け掲示版・・・3階301講義室前

公共政策大学院学生向け掲示版・・・4階公共政策大学院自習室脇

法務学修生向け掲示版・・・・・・・・3階301講義室前

6. 各階の廊下及び階段等、共有スペースには私物を一切置かないこと。
7. バイク・自転車は別に定める所定の場所に駐輪すること。

8. 6階は経済学研究科（会計大学院）の管理区域であるため、立ち入らないこと。
9. 年末年始や計画停電の際はエクステンション教育研究棟を閉鎖するので、退去すること。

Ⅱ 講義室・演習室・ゼミ室の利用について

1. 講義室・演習室・ゼミ室（以下「講義室等」という。）は、授業のほか、法科大学院・公共政策大学院に所属する学生等の学習・研究を目的とする会合のため、その他研究科長が特に必要と認めた目的のために使用するものとする。
2. ゼミ室1～6については、授業や学校行事で使用しない時間帯に限り、学生等の使用を認めることができる。
 - (1) ゼミ室1～6の使用時間は午前9時～午後9時までとする（土日祝日も使用可能）。

1人の学生等に対する貸出は1週間につき2回までとし、1回当たりの貸出時間は3時間以内とする。

また、多くの学生等がゼミ室を利用できる機会を設けるため、貸出は利用人数が3名以上の場合とする。

なお、年末年始、法科大学院及び公共政策大学院の入学試験日、その他本研究科が指定する期間は貸出を行わない。
 - (2) ゼミ室を使用しようとする者（代理申請は認めない。）は、研究科長あて使用願を使用日の2週間前から前日午前中までの執務時間内（土日祝日は除く）に専門職大学院係に提出し、使用の許可を得なければならない。
3. 講義室等内での飲食は不可とする。ただし水分補給のため、ふた付きのペットボトル・タンブラーに入った飲料を持ち込んで飲むことができる。

なお、講義室等内では、講義等が行われていない正午から午後1時の時間帯に限って飲食することができる。
4. 講義室等の使用許可を受けた者は、使用に際して、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用時間を厳守すること。
 - (2) 使用を認められた講義室等を他の者に転貸しないこと。
 - (3) 室内の機器、備品等を汚損・破損し又は滅失させないこと。汚損・破損し又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - (4) 室内の機器、備品等を室外に移動しないこと。
 - (5) 室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
 - (6) 冷暖房は適正な温度に設定すること。

- (7) 使用後は、消灯、冷暖房の電源を必ず切ること、及び室内の整頓を徹底すること。
5. 研究科長は、学生等のゼミ室使用に際して、上記4の条項のいずれかに違反し、ゼミ室の環境又は秩序を害したと認められる場合には、当該学生等に対し、一定の期間を定めてゼミ室の使用を禁ずることができるものとする。

Ⅲ 自習室・ロッカーの利用について

1. 自習室は法科大学院・公共政策大学院に所属する学生等の自習のために使用するものとする。

また、個別にロッカーを貸与する。詳細は別途周知する。

2. 学生等個人ごとに座席及びロッカーを指定するので、指定されたものを使用すること。(座席の指定は、原則として年次ごとに行う。)
3. 自習室の使用に際しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 予め指定された自習室以外は使用できない。また入室もできない。
- (2) 自習室内及び指定された座席では整理整頓に努めること。座席内に保管できない私物はロッカーを利用することとし、室内の共有スペースには私物(書棚・電化製品等含む)を一切置かないこと。

なお、貴重品は必ず携帯すること。

- (3) 学習目的以外にインターネットを利用しないこと。
- (4) 自習室内で飲食(水分補給を除く)・談話をしないこと。飲食・談話・休憩にはコモンルームを利用すること。
- (5) 自習室内の機器、備品等を汚損・破損し、又は滅失させないこと。汚損・破損し、又は滅失させた場合には、弁償すること。
- (6) 自習室内の機器、備品を室外に移動しないこと。
- (7) 自習室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
- (8) 冷暖房は適正な温度に設定すること。
- (9) 最後に退室する者は、室内灯及び冷暖房の電源を必ず切ること。
- (10) 災害防止、室内設備点検、清掃作業等のために必要とされる場合には、指定された座席の移動、その他の管理行為に協力すること。
- (11) 自習室移動時及び修了時には、指定された座席を原状に復すること。
4. ロッカーの使用に際しては、次の事項を守らなければならない。
- (1) ロッカーはダイヤルロック式になっているので、自己の負担において整備し、施錠すること。
- (2) ロッカーを汚損・破損しないこと。汚損・破損した場合には、弁償すること。

- (3) ロッカー上部・周辺等には一切の私物を置かないこと。
 - (4) 使用を許可されたロッカーを他の者に転貸しないこと。またロッカーを移動しないこと。
 - (5) 自習室移動時及び修了時には、ロッカー内を空にしたうえで返却すること。
5. 研究科長は、学生等が上記3又は4の条項のいずれかに違反し、自習室又はロッカーの環境又は秩序を害したと認められる場合には、当該学生等に対し、一定の期間を定めて自習室またはロッカーの使用を禁ずることができるものとする。

Ⅳ 情報処理コーナー室の利用について

- 1. 情報処理コーナー室は、法科大学院・公共政策大学院に所属する学生等の自習のために使用するものとする。
- 2. 情報処理コーナー室は24時間利用可能とする。
ただし、年末年始や法科大学院及び公共政策大学院の入学試験日、その他本研究科が指定する期間は利用できない。
- 3. 情報処理コーナー室の利用に際しては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 室内の有線LANには個人のパソコンは接続しないこと。
 - (2) 室内のパソコンには個人のデータを保存しないこと。各自でUSBメモリ等を用意すること。
 - (3) 学習目的以外にインターネットを利用しないこと。
 - (4) 古紙・包装紙・ダンボールは所定の回収箱に入れ、室内の整理整頓に努めること。
 - (5) コピー用紙の節約に努めること。
 - (6) 使用済みのトナーは専門職大学院係へ持参のうえで新たなトナーと交換すること。
 - (7) 室内では飲食（水分補給を含む）を行わないこと。
 - (8) 室内の機器、備品等を汚損・破損し、又は滅失させないこと。汚損・破損し、又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - (9) 室内の機器、備品等を室外に移動しないこと。
 - (10) 室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
 - (11) 室内にはごみを放置しないこと。
 - (12) 冷暖房は適正な温度に設定すること。
 - (13) 最後に退室する者は、パソコン、室内灯及び冷暖房の電源を必ず切ること。
 - (14) 災害防止、室内設備点検、清掃作業等その他の管理行為に協力すること。
- 4. 研究科長は、学生等が上記3の条項のいずれかに違反し、情報処理コーナー室の環境又は秩序を害したと認められる場合には、当該学生等に対し、一定の期間を定めて情報

処理コーナー室の使用を禁ずることができるものとする。

V コモンルームの利用について

1. コモンルームは法科大学院・公共政策大学院に所属する学生等の飲食・談話・休憩のために使用するものとする。
2. 法科大学院学生及び法務学修生用のコモンルームは3階、公共政策大学院学生用のコモンルームは4階に設置する。
3. コモンルームの利用に際しては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) コモンルームには私物を置かないこと。ただし、研究科長が、各大学院の修学等のために有益と認めるものについては、この限りではない。
 - (2) シンク（台所）は、詰まり・悪臭の原因になるので、きれいに使用すること。
 - (3) 室内の機器、備品等を汚損・破損し、又は滅失させないこと。汚損・破損し、又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - (4) 室内の機器、備品等を室外に移動しないこと。
 - (5) 室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
 - (6) 室内にはごみを放置しないこと。
 - (7) 冷暖房は適正な温度に設定すること。
 - (8) 最後に退室する者は、室内灯及び冷暖房の電源を必ず切ること。
 - (9) 災害防止、室内設備点検、清掃作業等その他の管理行為に協力すること。
4. 研究科長は、学生等が上記3の条項のいずれかに違反し、コモンルームの環境又は秩序を害したと認められる場合には、当該学生等に対し、一定の期間を定めてコモンルームの使用を禁ずることができるものとする。

VI ワークショップ室の利用について

1. 公共政策大学院の学生は、自己の所属する公共政策ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）の教室であるワークショップ室を、ワークショップに関する作業のために使用することができる。
2. 公共政策大学院の学生には、個別にワークショップ室の鍵を貸与する。
3. ワークショップ室の使用許可を受けた者は、使用に際して、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用を認められたワークショップ室を他の者に転貸しないこと。
 - (2) 使用後は、整頓及び戸締まりを行うこと。
 - (3) 室内の機器、備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。

- (4) 室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
- (5) 室内にはごみを放置しないこと。
- (6) 冷暖房は適正な温度に設定すること。
- (7) 最後に退室する者は、室内灯及び冷暖房の電源を必ず切ること。
- (8) 災害防止，室内設備点検，清掃作業等その他の管理行為に協力すること。

法政実務図書室（片平）利用案内

場所

「エクステンション教育研究棟1階」（片平キャンパス）

開室時間と閉室日

開室日・開室時間

- ・月曜日～金曜日 9：00～19：00
- ・土曜日・日曜日 13：00～17：00

カウンター受付時間

- ・月・水・金曜日 12：00～14：00
- ・火 17：00～19：00

閉室日

- ・国民の祝日、休日
- ・年末年始
- ・計画年休日
- ・学部入学試験日

※（他、臨時に休室日が変更になる場合は掲示等でお知らせします）

入室

- ・入室の際はカードキーと学生証が必要です。
- ・カバン、コート類、飲食物、傘の持ち込みはできません。図書室に設置しておりますロッカーをご使用ください。

貸出

- ・貸出を希望する資料をカウンターにお持ちください。
 - ・合計5冊までです。
- 公共政策大学院の資料（図書）は2週間です。
- 公共政策大学院資料以外の図書は翌日（ただし、金曜日貸出の場合には、翌週の月曜日）午後1時まで貸出をいたします。

※雑誌の貸出はありません。

※注意①貸出資料は他の人に転貸できません。

※注意②閲覧または貸出中の資料を損傷、紛失したときは同一の資料で弁償していただきます。

〈公共政策大学院ワークショップへの貸出について〉

公共政策大学院ワークショップでの調査研究に必要な場合、法政実務図書室の資料を一定期間ワークショップ作業室に保管したまま、同室内で閲覧することができます。この手続きで貸出できる資料は、公共政策大学院の資料のみです。貸出の際には、カウンターで所定の用紙を受け取り、担当教員の捺印を受けてください。資料は原則としてワークショップ作業室外で利用することはできません。責任を持って保管するように努めてください。

〈公共政策大学院リサーチ・ペーパーについて〉

カウンターでリサーチ・ペーパーの閲覧請求をしてください。

利用は図書室内の閲覧のみです。

一度に利用できる冊数は3冊です。

リサーチ・ペーパーの複写は、著者が事前に許諾しているものについてのみ、認めています。

返却

返却期限は、手続き時に付く「しおり」か「返却期限票」で確認してください。

カウンター受付時間外の場合には、返却ポストに入れてください。

他の図書館・図書室（※1）で借りた資料も返却できます。

※1 本館・医学分館・北青葉山分館・工学分館・農学分館・金属材料研究所図書室・流体科学研究所図書室・電気通信研究所図書室・多元物質科学研究所図書室

更新（貸出の延長）

返却期限内であれば、次の予約者がいない場合に限り貸出期間を延長することができます。

※法政実務図書室所蔵資料は「MyLibrary」の「延長」機能を使うことができません。

法政実務図書室所蔵資料の延長を希望する場合は返却期限内に法政実務図書室カウン

ター受付時間に貸出の延長手続きを受けてください。

延滞した場合

【法科大学院】

返却期限徒過から1日経過した時点（貸出日の翌々日の午後1時。ただし、金曜日貸出の場合には、翌週の火曜日の午後1時）を過ぎても返却しない場合は、図書返却日を含めて一週間の貸出停止とします。

なお、資料延滞中は他の資料の新たな貸出はできません。

法政実務図書室での罰則は他の図書館・図書室（※1）へ影響しません。

【公共政策大学院】

3回目以降の延滞については、「（延滞回数－2）×1ヵ月」の間、法政実務図書室における一切の貸出が禁止となります。延滞回数は法政実務図書室の資料ごとに計算し、一度貸出禁止となった場合も延滞回数は累積されます。

なお、資料延滞中は他の資料の新たな貸出はできません。

法政実務図書室での罰則は他の図書館・図書室（※1）へ影響しません。

資料の複写について

校費用2台、私費用1台のコピー機を設置しております。

備付の「文献複写申込用紙」に記入の上、ご利用ください。

（公費用：公費コピーカードのみ使用可、私費用：コイン式）

情報検索（パソコン）コーナー

学内学外蔵書検索・各種データベース検索・インターネット検索・雑誌DVDが利用できます。

データベース利用方法について

法学研究科法学研究科 Web サイト内の図書室（川内地区・片平地区）をクリックします。データベース一覧からアクセスしてご利用ください。

※蔵書検索方法、書誌・所蔵データの見方等、不明な点はカウンターへお尋ねください。

利用可能なデータベース

- LEX/DB インターネット
- Super 法令 Web
- 公的判例集データベース
- 新・判例解説 Watch
- 法律文献総合 INDEX (法律時報文献月報)
- 法学紀要データベース
- 官報情報検索サービス
- HeinOnline
- Lexis +
- Lexis.360 Intelligence ®
- West Law Japan
- 有斐閣 Online

持込パソコンの利用について

電源の利用はできません。

個人のパソコンからのプリントアウトはできません。

附属図書館「My Library」サービスについて

利用詳細は、附属図書館ホームページをご覧ください。携帯電話からも「My Library」を利用することができます。(https://opac.library.tohoku.ac.jp/opac/opac_search/?loginMode=disp)

他の図書館・図書室で直接借りた資料は、法政実務図書室カウンターで貸出の更新(延長)手続きはできません。「My Library」で更新手続きをおこなってください。

「キャンパス間資料搬送サービス」で取り寄せた資料は、「My Library」で更新手続きをおこなってください。

留意事項

- 電源の利用はできません。
- 個人のパソコンからのプリントアウトはできません。
- 他の利用者の迷惑にならないよう図書室内での私語・携帯電話の使用は慎んでください。

- 図書室内での飲食・喫煙は禁止します。
- 所持品の管理に充分ご注意ください。
- 学内の他の図書館（室）で利用禁止となった者は、本図書室の利用もできません。

法学研究科・法学部図書室（川内）の利用について

1. 場 所

- 法学部・法学研究科研究棟 1 階

2. 窓口利用時間

- 平日 午前10時～午後4時
- 土曜日、日曜日、祝日（振替休日含む）、計画年休期間、年末年始（12月29日～1月3日）、学部入学試験当日は閉室となります。詳しくは、開館カレンダーをご覧ください（http://www.library.tohoku.ac.jp/guide/other/law_calender/law.cgi）。

3. 所蔵資料

- 法学部・法学研究科図書室では、東北大学附属図書館オンライン目録で、配架場所が「法図書室」と表示される資料（主に、和洋雑誌、各国判例集、法規集、官庁刊行物及び参考図書等）を所蔵しています。単行本は原則として附属図書館にて保管・管理されています。

4. 利用方法

(1) 法学部・法学研究科図書室所蔵の資料（以下「資料」という。）は閉架書庫において保管・管理されています。

- 法科大学院生・公共政策大学院生は書庫に入って資料を利用することができます。
- 書庫に入る際には、図書室入口近くの所定の場所に学生証を置いてください（学生証は必ずご用意ください）。
- 鞆などは書庫内に持ち込めませんので、図書室内のコインロッカーをご利用ください。
- 第1書庫以外の書庫は施錠されています。第2書庫はカードキーで開錠できます。

(2) 資料の借出

- 窓口において借出しを受けた資料は、図書室外への持ち出しが可能です。
- 資料の帯出は当日に限ります。閉室時間（午後4時）までに必ずご返却ください。
- 帯出にあたっては、必要事項を記入した閲覧カード（水色のカード）、学生証、帯出を希望する資料を職員にお渡しください。一度に帯出できる資料は5冊までです。
- 法科大学院生・公共大学院生の資料の閲覧には、図書室の隣に設置された閲覧室を利

用することができます。利用を希望する場合、図書室職員に申し出てください。

※閲覧室は、本来、図書室の入室資格を持たない利用者（学外者を含む）が図書室内の資料を閲覧するためのものです。

5. 複写サービス

- 図書室内には、法学研究科のコピーカードに対応したコピー機（3台）があります。

6. パソコン等

- 閲覧室にはパソコン（3台）、プリンタ（1台）があります。資料・文献の探索及び検索にご利用ください。

7. 利用可能なデータベース

- LEX/DB インターネット
- Super 法令 Web
- 公的判例集データベース
- 新・判例解説 Watch
- 法律文献総合 INDEX（法律時報文献月報）
- 法学紀要データベース
- 官報情報検索サービス
- HeinOnline
- Lexis +
- Lexis.360 Intelligence®
- West Law Japan
- 判例秘書 INTERNET
- 日本税務研究センター
- 有斐閣 Online

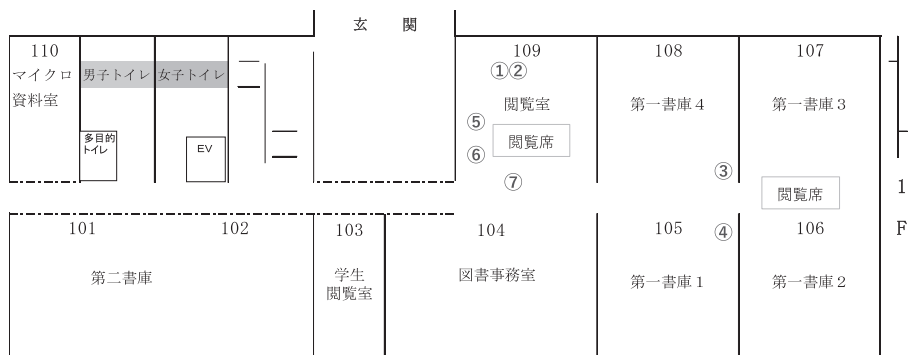
8. 製本機

- 使用方法是職員にお尋ねください。

9. 時間外利用

- 開室時間外ですが、午前 8 時30分～午後11時の時間帯は利用可能です（土・日・祝日も含む）。
- ただし、計画年休期間、年末年始（12月29日～ 1 月 3 日）、学部入学試験当日、その他工事等の実施日は利用することができません。
- 入退室にはカードキーをご利用ください。
- 午後11時までに退室しない場合、カードキーが認証されず図書室から退室することができなくなりますので、ご注意ください。

【法学部図書室見取図】



- ① } 公費コピー機
 ② }
 ③ }
 ④ } 私費コピー機
 ⑤ }
 ⑥ } PC
 ⑦ }

問い合わせ先

東北大学大学院法学研究科・法学部図書室

TEL：022-795-6240 / FAX：022-795-6249

E-mail：law-lib@grp.tohoku.ac.jp

東北大学法学会会則

第1条 本会は、東北大学法学会と称する。

第2条 本会は、次の事業を行う。

- 1 雑誌「法学」の発行
- 2 法学・政治学に関する研究及び講演会開催
- 3 その他法学・政治学の研究及び普及に必要な事業

第3条 本会は、次の会員を以って組織する。

- 1 通常会員 本学部教授、准教授、専任講師、助教及び本会の趣旨に賛同して入会した者
- 2 特別会員 本学法学部教授及び准教授の前任者並びに評議員会で推薦した者
- 3 学生会員 本学法学部学生及び本学大学院法学研究科学生

第4条 会員は、雑誌「法学」の配布を受けるものとする。

通常会員及び学生会員は、所定の会費を納めることを要する。

第5条

- 1 本会は、次の役員をおく。
 - (1) 会長 本学法学部長を以って充てる。
 - (2) 評議員 本学法学部教授及び准教授を以って充てる。
 - (3) 会計担任及び編集担任は、評議員中から会長が委嘱する。
- 2 本会に、名誉評議員をおく。名誉評議員は、本学法学部の名誉教授を以って充てる。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を以って終了する。

第7条 本会の会則の変更及び細則の制定は、評議員会の議決による。

東北大学法学会会費規定

第1条 通常会員は、年額10,000円（助教は7,000円）、学生会員は、年額5,000円の会費を納める。

第2条

1 学生会員は、入学に際し、それぞれ次の金額を会費として予納するものとする。

- ① 学部学生は4ヵ年分の会費として20,000円
- ② 研究大学院前期2年の課程の学生は2ヵ年分の会費として10,000円
- ③ 研究大学院後期3年の課程の学生は3ヵ年分の会費として15,000円
- ④ 公共政策大学院及び法科大学院既修者コースの学生は2ヵ年分の会費として10,000円
- ⑤ 法科大学院未修者コースの学生は3ヵ年分の会費として15,000円

2 前項の各年限を越えて在学する者は、毎年5,000円の会費を納める。

第3条 第2条の金員は、在学年数（端数は1年として算入する）に応じて清算するものとする。

東北大学法学部同窓会会則（平成27年改訂）

第1章 総 則

第1条 本会は東北大学法学部同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、会員と母校との連絡を密にすることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 講演会、懇話会その他の集会
- (4) その他必要な事業

第4条 本会の事業所を東北大学法学部内に置く。

2 必要と認めたときは、支部を置くことができる。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は、次の資格のいずれかを有するものとする。

- (1) 東北（帝国）大学法文学部法学科卒業者
 - (2) 東北大学法学部在学生及び卒業者
 - (3) 東北大学大学院法学研究科課程在学生及び修了者
 - (4) 研究のため法学研究室に在籍した者
 - (5) 東北大学法科大学院・東北大学公共政策大学院の在学生及び修了者
 - (6) 前各号に準ずる者
- 2 東北大学大学院法学研究科・法学部・法科大学院・公共政策大学院の教員及び旧教官、旧教員並びに法文学部旧教官で前項に含まれない者は特別会員とする。

第3章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	3 名
運営委員	若干名

第7条 会長は東北大学法学部長に委嘱する。

2 副会長、理事及び監事は会員のうちから総会において選出する。

3 副会長、理事及び監事の任期は2年とする。

4 運営委員は会員のうちから会長が委嘱する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 理事は、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査する。

5 運営委員は、事務局活動の指針を決定する。

第4章 会議および事務局

第9条 本会の会議は総会、理事会、監査会及び運営委員会とする。

2 議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 通常総会は、毎年1回仙台・東京で交互に開催し次の事項を審議決定する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 運営方針及び諸規程の制定改廃

(3) 副会長、理事及び監事の選出

(4) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会において必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもつて構成し、会務の執行に関する必要事項を審議決定する。

第12条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもつて構成し、会務の日常執行に関する必要事項を審議決定する。

第13条 監査会は監事が決算終了後2か月以内に実施する。

第14条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名、事務局次長若干名、事務局幹事1名及び事務局職員若干名を置き、本会の事務処理及び実施に当たらしめる。

3 事務局長及び事務局次長は、会員のうちから会長が委嘱する。

4 事務局幹事長は東北大学法学部事務長に委嘱する。

第5章 会計

第15条 年会費（運営協力金）は、3,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学生会員は所定の年限分の会費を前納することとし、その金額は下記のとおりとする。

	区 分	所定年限	前納金額
学部生	全 員	4 年	10,000円
大学院生	研究大学院 前期	2 年	5,000円
	後期	3 年	7,500円
	法科大学院 未修	3 年	7,500円
	既修	2 年	5,000円
	公共政策大学院	2 年	5,000円

- 3 特別会員は会費の納入を免除する。

第16条 会員名簿を発行するときは有料とし、実費をもつて配布する。

第17条 本会の会計年度は、その年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第18条 本会の経費は会員よりの会費（運営協力金）及び特別寄付金をもつて充てる。

付 則

- (1) この会則は平成27年11月13日から施行する。
- (2) 本会則の改正に伴い改正時の現任副会長、監事及び理事は平成28年度総会開催日をもつて終了する。

改正の経過

- 1 昭和34年12月12日制定
- 2 昭和43年7月20日改正，昭和44年4月1日から適用
- 3 昭和51年10月30日改正，昭和52年4月1日から適用
- 4 昭和58年11月25日改正，昭和59年4月1日から適用
- 5 平成6年11月11日改正，平成7年4月1日より適用
- 6 平成12年11月10日改正，平成13年4月1日より適用
- 7 平成15年10月31日改正，平成16年4月1日より適用

法学部・法学研究科教員名簿

法学部長
法学研究科長

久保野 恵美子

公共政策大学院長
教授

伏 見 岳 人

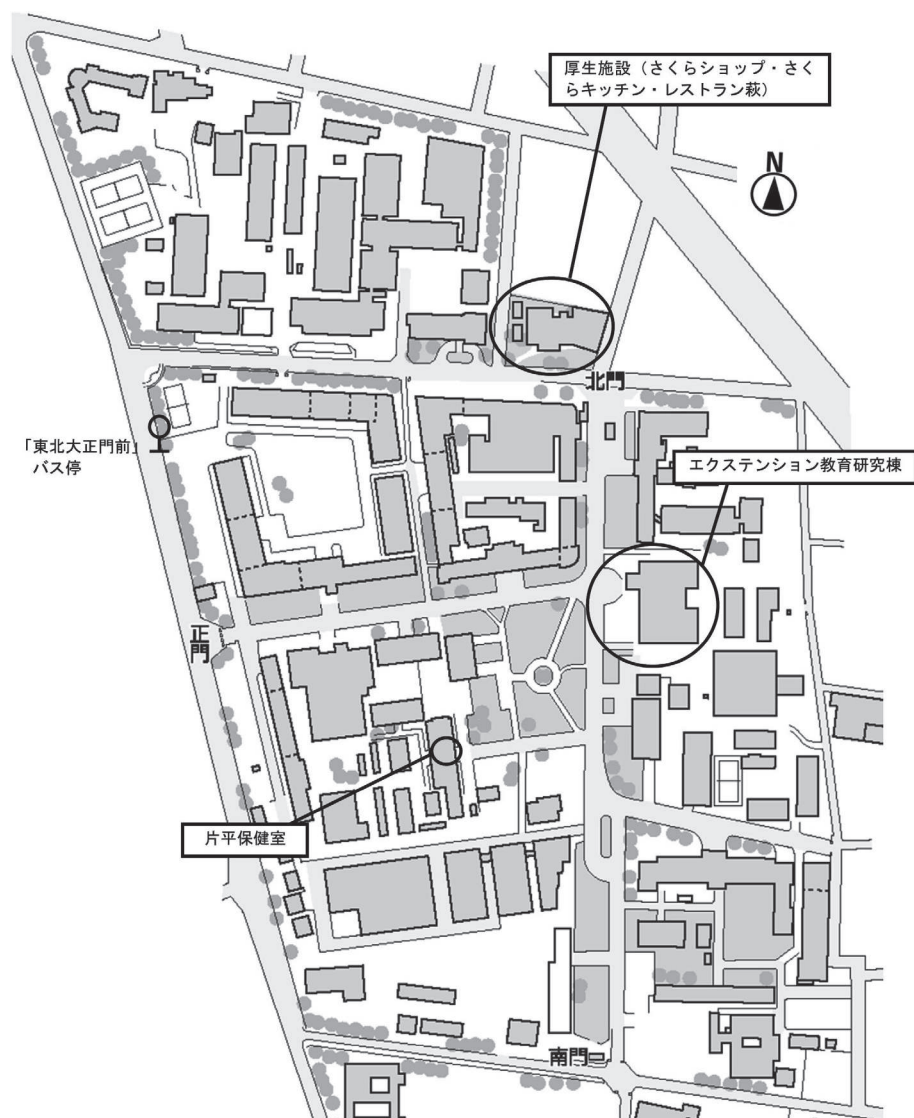
		研究室	電 話
教 授	蘆 立 順 美	5 1 1 号室	795-6207
〃	阿 南 友 亮	6 1 9 号室	795-6218
〃	井 上 和 治	6 1 6 号室	795-6188
〃	井 上 泰 人	5 1 5 号室	795-6196
〃	今 津 綾 子	2 6 0 4 号室	795-6223
〃	岩 田 太	6 1 4 号室	795-6200
〃	上 嶋 裕 樹	5 0 5 号室	795-6197
〃	大 江 裕 幸	5 1 3 号室	795-6198
〃	岡 部 恭 宜	6 1 5 号室	795-6184
〃	奥 村 公 輔	6 1 2 号室	795-6194
〃	鹿子生 浩 輝	6 2 1 号室	795-6202
〃	樺 島 博 志	6 2 2 号室	795-6193
〃	川 野 豊	5 0 1 号室	795-6215
〃	櫛 橋 明 香	5 2 0 号室	795-6195
〃	久保野 恵美子	2 6 0 6 号室	795-3696
〃	黒 崎 将 広	6 1 7 号室	795-6209
〃	桑 村 裕美子	2 5 0 2 号室	795-3156
〃	小 林 雪 治	6 0 7 号室	795-6192
〃	伊 永 大 輔	6 0 8 号室	795-6205
〃	嵩 さやか	5 1 7 号室	795-6201
〃	戸 澤 英 典	2 6 0 3 号室	795-6216
〃	度 山 徹	6 0 9 号室	795-6211
〃	永 島 徹 也	5 0 2 号室	795-6204
〃	中 林 暁 生	6 2 0 号室	795-6220
〃	成 瀬 幸 典	5 1 2 号室	795-6191
〃	西 岡 晋	6 0 5 号室	795-6238
〃	西 土 彰一郎	6 1 3 号室	795-6212
〃	原 田 賢一郎	5 0 4 号室	795-3752
〃	平 田 武	2 6 0 5 号室	795-6199
〃	伏 見 岳 人	5 0 3 号室	795-6189
〃	森 田 果	5 2 1 号室	795-6224
〃	横 田 正 顕	6 0 6 号室	795-3192
〃	吉 永 一 行	6 1 8 号室	795-6214
〃	ローツ マイア	5 0 7 号室	795-6235

※ 教員と面会をする場合は、事前に教員に面会日等を予約すること。

		研究室	電 話
准教授	池 田 悠 太	2 6 0 1 号室	795-6186
〃	石 川 真 衣	2 5 0 1 号室	795-3154
〃	市 川 英 孝	5 1 8 号室	795-6213
〃	大 谷 祐 毅	5 0 9 号室	795-6187
〃	岡 本 弘 道	2 6 0 8 号室	795-5946
〃	金 子 智 樹	6 1 1 号室	795-6210
〃	篠 本 創	6 0 3 号室	795-6237
〃	高 畑 柊 子	5 1 4 号室	795-4778
〃	玉 井 裕 貴	6 0 1 号室	795-6206
〃	藤 原 健太郎	5 2 2 号室	795-6217
〃	堀 澤 明 生	5 1 6 号室	795-6190
〃	松 本 圭 史	5 1 0 号室	795-6208
〃	諸 岡 慧 人	6 0 2 号室	795-6183
〃	頼 奕 成	2 6 0 9 号室	795-6248
〃	脇 田 将 典	2 6 0 2 号室	795-6185
教 授	伊 藤 佑 紀	片 平	
〃	熊 谷 浩 明	片 平	217-5023
〃	谷 史 好	片 平	217-5018

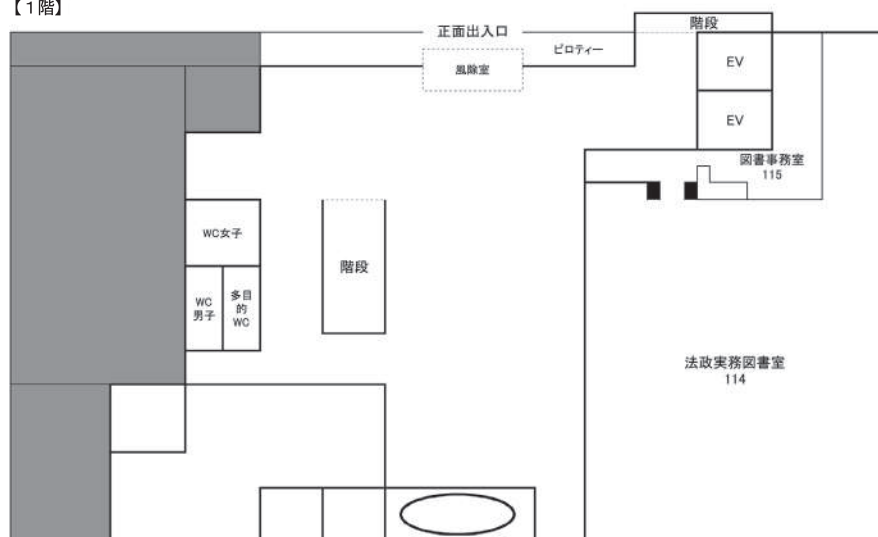
※ 教員と面会をする場合は、事前に教員に面会日等を予約すること。

片平キャンパス配置図

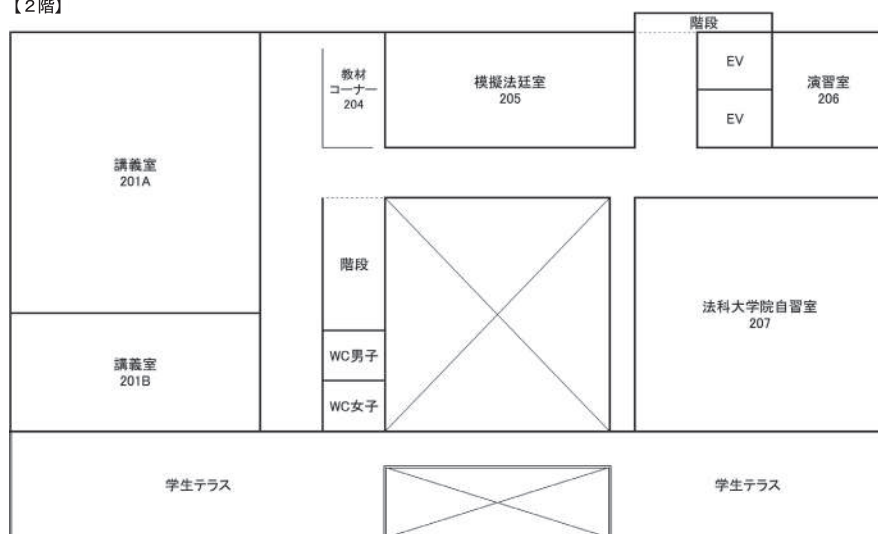


エクステンション教育研究棟平面図（１ ～ ２ 階）

【１階】

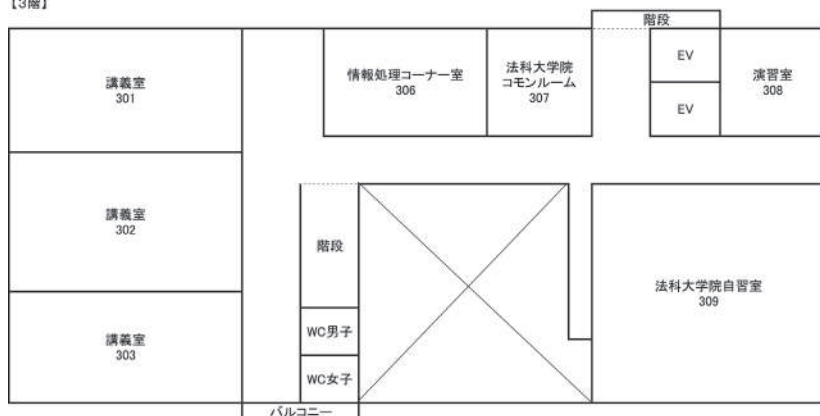


【２階】

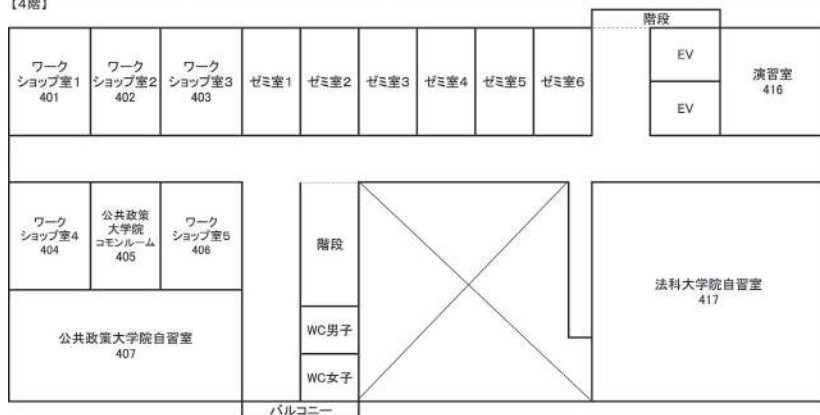


エクステンション教育研究棟平面図（3 ～ 5 階）

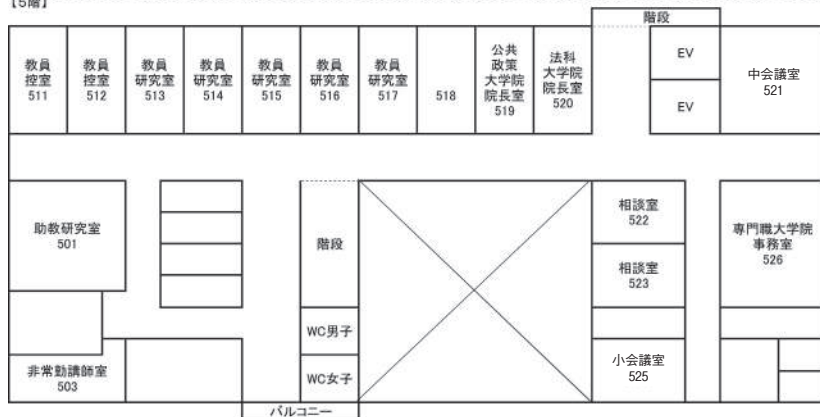
【3階】



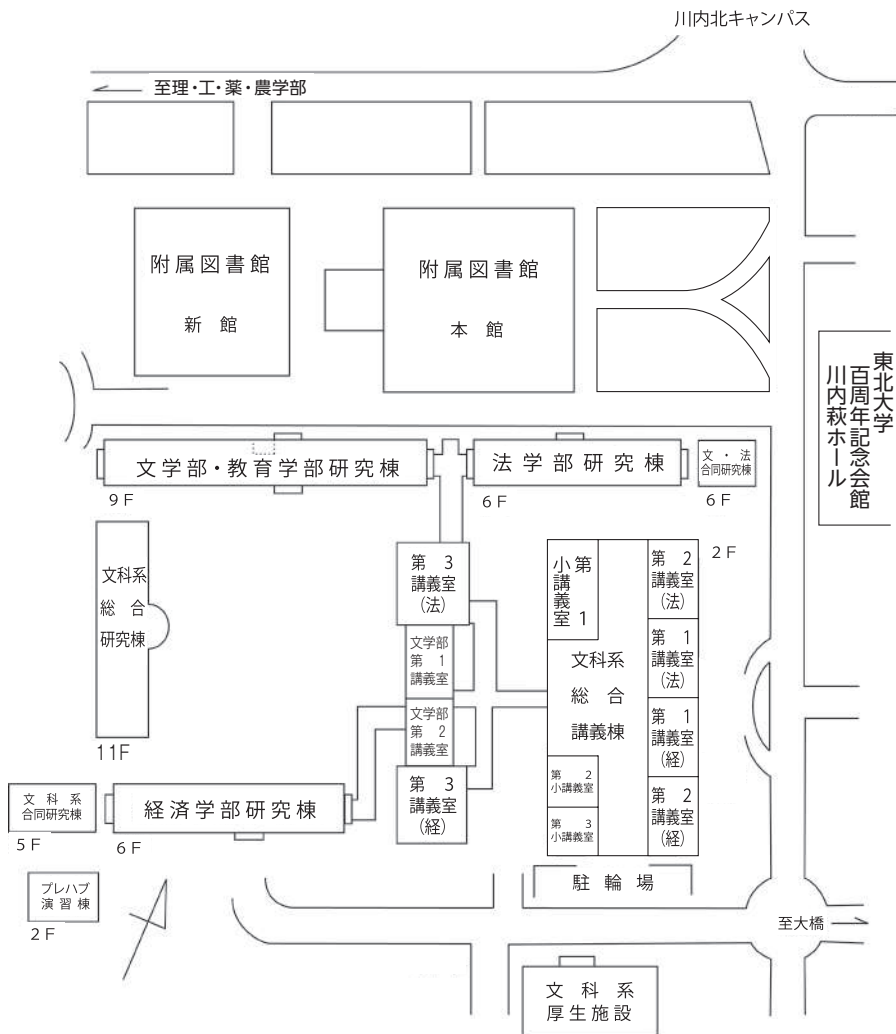
【4階】



【5階】



文・教育・法・経済学部配置図



法学部棟

6
階

601	602	W・C (男子)	— —	603	604	605	606	607	608	609	610	
		EV	— —									
611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	

5
階

501	502	W・C (女子)	— —	503	504	505	506	507	508	509	510	
		EV	— —									
511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	

4
階

演習室 7番		W・C (男子)	— —									
		EV	— —									

3
階

総務企画係		W・C (女子)	— —			印刷 複写室						
教務係		EV	— —									
	学 生 窓 口											

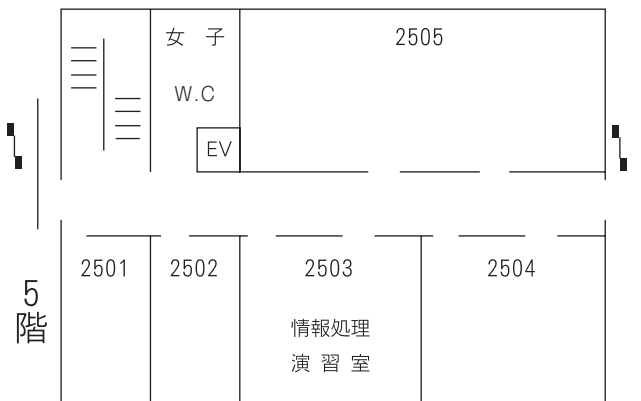
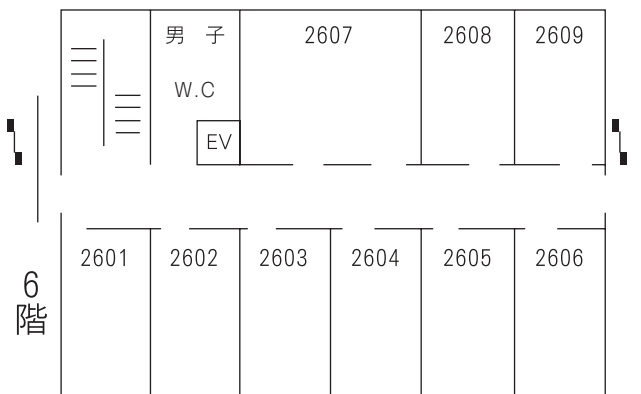
2
階

学 生 相談室	W・C (男子)	W・C (女子)	— —	ロッカールーム			演習室 5 番	演習室 4 番				
	多 目 的 トイ レ	EV	— —									
演習室 1 番	演習室 6 番	学 生 用 掲 示 物 コ ー ナ ー		リフレッシュルーム			演習室 2 番	演習室 3 番				

1
階

	W・C (男子)	W・C (女子)	— —	玄 関								
	多 目 的 トイ レ	EV	— —									
				学 生 関 覧 室	窓 口							

文学部・法学部合同研究棟



文学部・教育学部研究棟

2階

202	203 講師室	204	205	206	207	208	W.C	W.C
221 学生控室 3	223 客 員 研究室	224 演習室 10 番			227 多目的演習室	230	E.V	

東北大学公共政策大学院

仙台市青葉区片平2-1-1

郵便番号 980-8577

電話番号 (022) 217-4945

